

# 有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成22年4月1日  
(第6期) 至 平成23年3月31日

阪神高速道路株式会社

大阪府中央区久太郎町四丁目1番3号

(E04372)

# 目次

頁

表紙

第一部	【企業情報】	1
第1	【企業の概況】	1
1	【主要な経営指標等の推移】	1
2	【沿革】	3
3	【事業の内容】	4
4	【関係会社の状況】	7
5	【従業員の状況】	9
第2	【事業の状況】	10
1	【業績等の概要】	10
2	【生産、受注及び販売の状況】	13
3	【対処すべき課題】	13
4	【事業等のリスク】	14
5	【経営上の重要な契約等】	20
6	【研究開発活動】	20
7	【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	21
第3	【設備の状況】	23
1	【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】	23
2	【道路資産】	25
第4	【提出会社の状況】	29
1	【株式等の状況】	29
2	【自己株式の取得等の状況】	31
3	【配当政策】	31
4	【株価の推移】	31
5	【役員の状況】	32
6	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	34
第5	【経理の状況】	38
1	【連結財務諸表等】	39
(1)	【連結財務諸表】	39
(2)	【その他】	86
2	【財務諸表等】	87
(1)	【財務諸表】	87
(2)	【主な資産及び負債の内容】	113
(3)	【その他】	116
第6	【提出会社の株式事務の概要】	117
第7	【提出会社の参考情報】	118
1	【提出会社の親会社等の情報】	118
2	【その他の参考情報】	118
第二部	【提出会社の保証会社等の情報】	119
第1	【保証会社情報】	119
第2	【保証会社以外の会社の情報】	119
第3	【指数等の情報】	122
	【監査報告書】	

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成23年6月30日
【事業年度】	第6期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）
【会社名】	阪神高速道路株式会社
【英訳名】	Hanshin Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大橋 光博
【本店の所在の場所】	大阪府中央区久太郎町四丁目1番3号
【電話番号】	06-6252-8121（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 藤井 正和
【最寄りの連絡場所】	大阪府中央区久太郎町四丁目1番3号
【電話番号】	06-6252-8121（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 藤井 正和
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
営業収益（百万円）	188,553	213,578	222,419	178,233	250,778
経常利益（百万円）	2,234	3,894	4,743	5,238	4,523
当期純利益（百万円）	1,702	2,934	3,604	3,047	4,368
包括利益（百万円）	—	—	—	—	4,267
純資産額（百万円）	22,897	25,831	31,442	34,389	36,878
総資産額（百万円）	232,225	256,539	272,374	317,211	299,978
1株当たり純資産額（円）	1,144.87	1,291.58	1,471.81	1,625.12	1,843.94
1株当たり当期純利益金額（円）	85.14	146.71	180.24	152.39	218.41
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（％）	9.9	10.1	10.8	10.2	12.3
自己資本利益率（％）	7.7	12.0	13.0	9.8	12.6
株価収益率（倍）	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△41,460	△17,366	△16,009	△25,674	49,594
投資活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△4,389	△5,035	△4,244	△8,248	△3,799
財務活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	44,689	23,050	15,401	42,137	△39,323
現金及び現金同等物の期末残高（百万円）	33,973	34,622	29,768	37,983	44,453
従業員数（人）	849	1,122	2,326	1,903	2,004
[外、平均臨時雇用人員]	[256]	[356]	[1,008]	[1,427]	[1,505]

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は [ ] 内に年間平均人員を外数で記載しております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
営業収益（百万円）	187,718	212,012	220,729	176,520	248,500
経常利益（百万円）	1,466	3,233	3,730	3,538	3,207
当期純利益（百万円）	1,251	2,503	3,117	1,889	1,734
資本金（百万円）	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数（千株）	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
純資産額（百万円）	22,431	24,934	28,052	29,942	31,676
総資産額（百万円）	230,644	254,257	265,632	309,703	290,964
1株当たり純資産額（円）	1,121.55	1,246.74	1,402.60	1,497.10	1,583.83
1株当たり配当額 （うち1株当たり中間配当額） （円）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額 （円）	62.57	125.19	155.86	94.50	86.73
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（％）	9.7	9.8	10.6	9.7	10.9
自己資本利益率（％）	5.7	10.6	11.8	6.5	5.6
株価収益率（倍）	—	—	—	—	—
配当性向（％）	—	—	—	—	—
従業員数（人）	781	771	761	739	726
[外、平均臨時雇用人員]	[110]	[171]	[177]	[172]	[164]

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は [ ] 内に年間平均人員を外数で記載しております。

## 2【沿革】

当社は、日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）（以下「民営化関係法施行法」といいます。）第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い、阪神高速道路公団（以下「阪神公団」といいます。）の業務並びに権利及び義務のうち、当社に引き継がれ又は承継される旨が規定された業務並びに資産、債務その他の権利及び義務を引き継ぎ又は承継し、平成17年10月1日に設立されました。

年 月	事 項
平成17年10月	阪神高速道路株式会社設立
平成17年11月	財団法人阪神高速道路協会及び財団法人阪神高速道路利用協会から、駐車場及びパーキングエリアに関する事業等を譲受け
平成17年12月	阪神高速サービス(株)を株式取得により連結子会社化
平成18年1月	阪神高速サービス(株)が、財団法人阪神高速道路協会及び財団法人阪神高速道路利用協会から、店舗賃貸、駐車場及びパーキングエリアに関する事業等の一部を譲受け
平成18年3月	高速道路における保全点検・維持修繕を総括的に実施させるため、阪神高速技術(株)を株式取得により連結子会社化
平成18年3月	高速道路株式会社法第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第13条第1項の規定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定」及び「京都市道高速道路1号線等に関する協定」（以下「協定」と総称します。）を締結
平成19年4月	高速道路における交通管理業務を総括的に実施させるため、(株)阪神パトロールを株式取得により連結子会社化し、阪神高速パトロール(株)に商号変更
平成19年12月	高速道路における料金收受業務を総括的に実施させるため、阪神高速トール大阪(株)（連結子会社）及び阪神高速トール神戸(株)（連結子会社）を設立
平成20年4月	阪神高速サービス(株)、阪神高速トール大阪(株)及び阪神高速トール神戸(株)による(株)高速道路開発の株式取得により、(株)高速道路開発を連結子会社化
平成20年4月	阪神高速トール大阪(株)及び阪神高速トール神戸(株)による(株)エイチエイチエス及び(株)コーベックスの株式取得により、(株)エイチエイチエス及び(株)コーベックスを連結子会社化
平成21年2月	阪神高速技術(株)の(株)ハイウェイ技研（平成21年4月に阪神高速技研(株)に商号変更。）に対する議決権比率が過半数となったことにより、(株)ハイウェイ技研を連結子会社化
平成21年3月	(株)高速道路開発が、(株)エイチエイチエスを吸収合併 上記の協定を一部変更
平成22年3月	(株)高速道路開発が、(株)コーベックスを吸収合併

### 3 【事業の内容】

当社及び関係会社（子会社7社及び関連会社6社（平成23年3月31日現在））は、高速道路事業、受託事業及びその他の3部門に係る事業を行っており、各事業における当社及び関係会社の位置付け等は、次のとおりであります。

なお、次の3部門は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一です。

#### (1) 高速道路事業

高速道路事業においては、平成18年3月31日に当社が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）と締結した「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定」及び「京都市道高速道路1号線等に関する協定」（以下「協定」と総称します。）、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（以下「特措法」といいます。）第3条の規定による許可及び同法第4条の規定に基づき、大阪市、神戸市及び京都市等の区域の高速道路（注1）の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等を行っており、また、同法第9条の規定に基づき、当該高速道路の道路管理者の権限の一部を代行しております。

なお、高速道路の公共性に鑑み道路利用者より収受する料金には、利潤を含めないことが前提とされ、かかる料金収入は機構への賃借料及び管理費用の支払いに充てられることとなります。

当事業において、以下の業務については、当社が関係会社に委託しております。

事業の内容	会社名
保全点検・維持修繕業務	(連結子会社) 阪神高速技術㈱、阪神高速技研㈱  (持分法適用関連会社) ㈱情報技術、㈱テクノ阪神、内外構造㈱、㈱ハイウエイ管制 阪神施設工業㈱、阪神施設調査㈱
料金収受業務	(連結子会社) 阪神高速トール大阪㈱、阪神高速トール神戸㈱ ㈱高速道路開発
交通管理業務	(連結子会社) 阪神高速パトロール㈱
その他業務（注2）	(連結子会社) 阪神高速サービス㈱

(注) 1. 高速道路株式会社法第2条第2項に規定する道路であって、大阪市の区域、神戸市の区域、京都市の区域（大阪市及び神戸市の区域と自然的、経済的及び社会的に密接な関係がある区域に限る。）並びにこれらの区域の間及び周辺の地域内の自動車専用道路等のうち、国土交通大臣が指定するものをいいます。

2. 高速道路事業に関する広報及びETC関連事業等であります。

#### (2) 受託事業

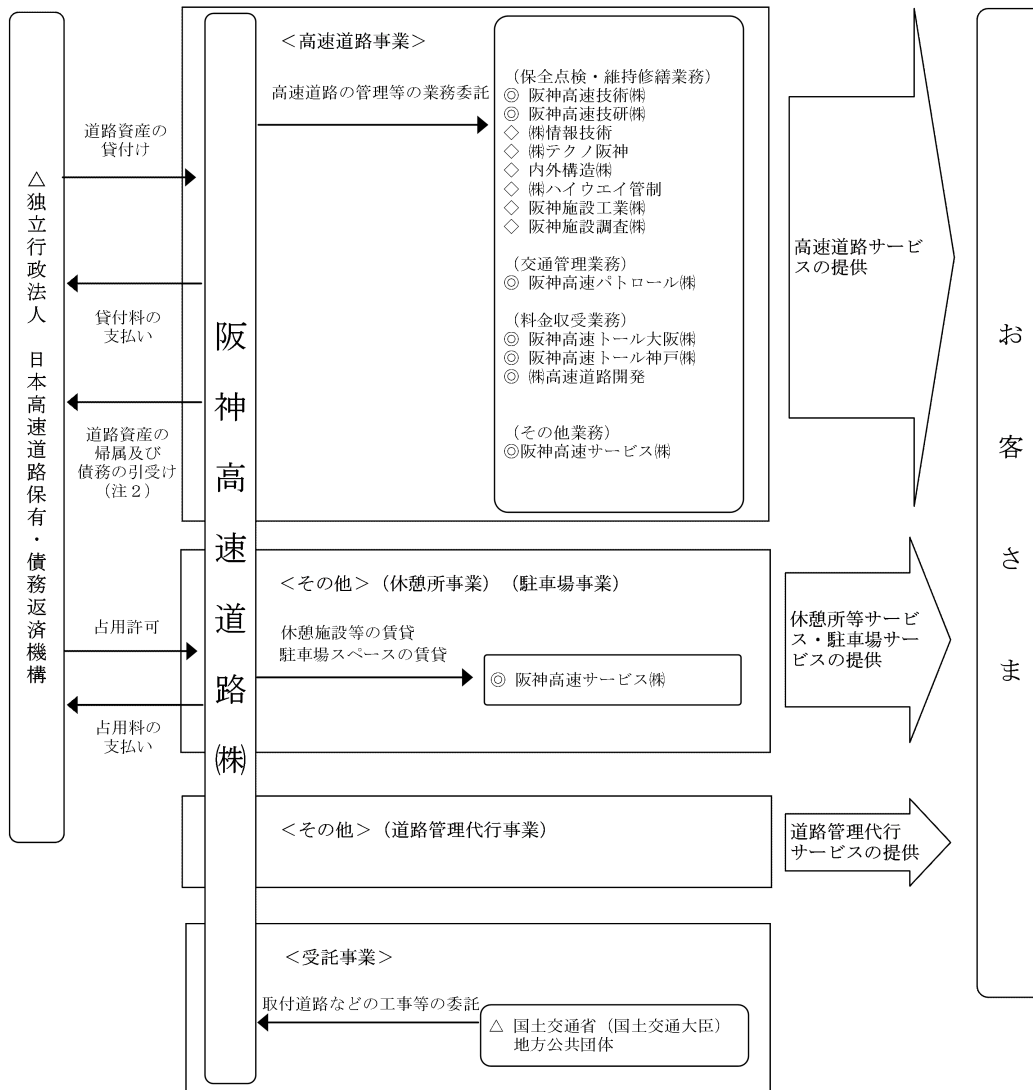
受託事業においては、当社が国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等及びその他委託に基づく事業等を行っており、国、地方公共団体等との協議の結果、経済性、効率性等から当社において一体として実施することが適当と認められた取付道路などの工事等を当該国、地方公共団体等から受託しております。

#### (3) その他

その他の事業においては、休憩施設の運営、駐車場施設の運営、道路管理の代行等に係る事業を行っております。

休憩所等事業については、当社の管理するパーキングエリア（以下「PA」といいます。）のうち、レストラン・売店が設置されている6箇所において、当社が連結子会社である阪神高速サービス㈱に店舗部分を賃貸し、同社が営業・管理することにより運営しております。また、駐車場事業については、当社が機構から占用許可を受けている高架下等において、阪神高速サービス㈱が営業・管理することにより、運営しております。さらに、道路管理代行業業については、大阪市の大阪港咲洲トンネル等の管理代行を行っております。

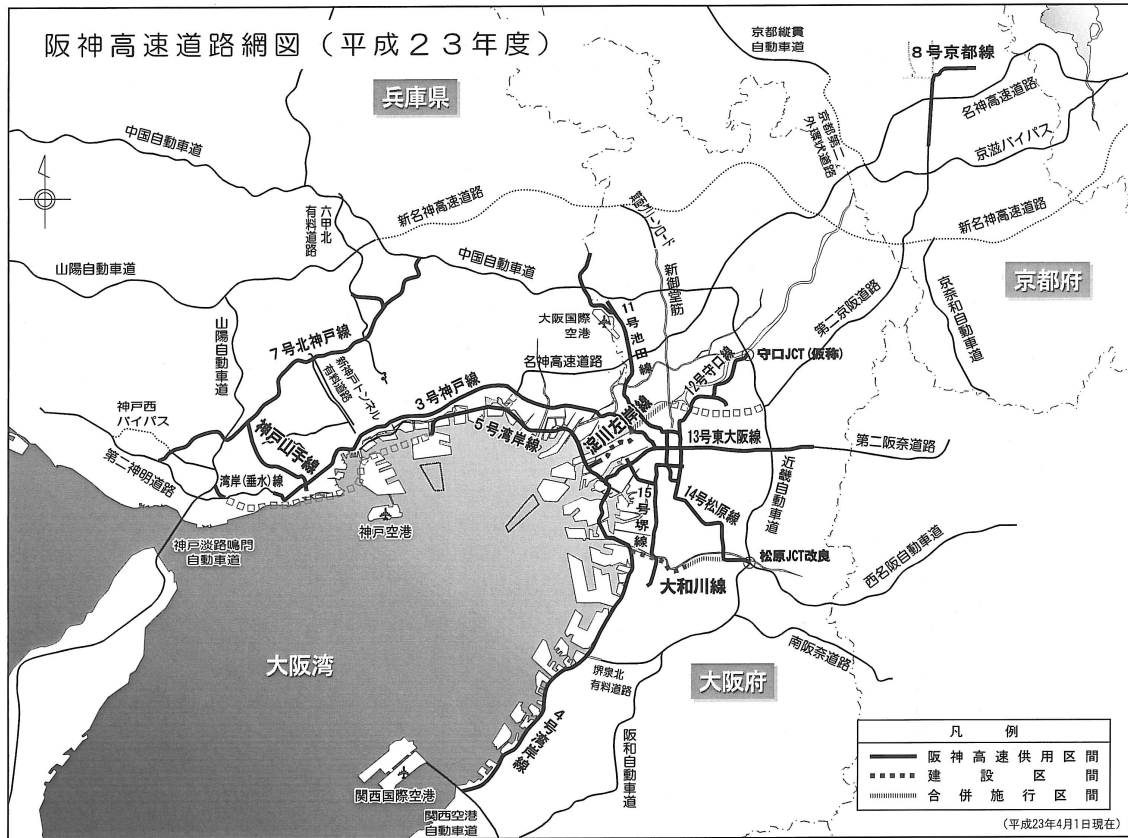
以上に述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



(注) 1. ◎は連結子会社、◇は持分法適用関連会社、△は関連当事者を示しております。

2. 機構は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が、特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。





(注) 合併施行とは、府・県・市などの道路管理者と会社が共同で事業を実施する仕組みであります。道路管理者による街路事業が概成した後に有料道路事業を導入することにより、地方負担の軽減が図られるとともに、ネットワーク全体を会社が一元的に管理することが可能になります。当社では平成18年度から新たに認められた制度です。

#### 4 【関係会社の状況】

##### (1) 連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所 有割合 (%)	関係内容
阪神高速サービス㈱	大阪市 西区	40	高速道路事業 その他	100.0	休憩施設及び駐車場施設の運営、並びに、広報業務等を実施しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 当社役員2名 当社従業員2名 設備の賃貸借 なし
阪神高速技術㈱	大阪市 中央区	80	高速道路事業	100.0	阪神高速道路の保全点検・維持修繕業務を実施しております。 資金援助 あり 役員の兼任等 当社役員1名 当社従業員2名 設備の賃貸借 なし
阪神高速パトロール㈱	大阪市 西区	10	高速道路事業	100.0	阪神高速道路の交通管理業務を実施しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 当社役員1名 当社従業員3名 設備の賃貸借 なし
阪神高速トール大阪㈱	大阪市 西区	50	高速道路事業	100.0	阪神高速道路の料金收受業務を実施しております（大阪地区）。 資金援助 なし 役員の兼任等 当社役員1名 当社従業員3名 設備の賃貸借 なし
阪神高速トール神戸㈱	神戸市 中央区	50	高速道路事業	100.0	阪神高速道路の料金收受業務を実施しております（兵庫地区）。 資金援助 なし 役員の兼任等 当社役員1名 当社従業員2名 設備の賃貸借 なし
阪神高速技研㈱	大阪市 西区	30	高速道路事業	100.0 (48.9)	阪神高速道路の調査、設計、積算等業務を実施しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 当社役員1名 当社従業員2名 設備の賃貸借 なし
㈱高速道路開発	大阪市 西区	50	高速道路事業	100.0 (100.0)	阪神高速道路の料金收受業務に係る人材派遣業務等を実施しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 当社従業員2名 設備の賃貸借 なし

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。  
 2. 連結子会社のうち、特定子会社に該当するものではありません。  
 3. 議決権の所有割合の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。

## (2) 持分法適用の関連会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所 有割合 (%)	関係内容
(株)情報技術	大阪市 西区	20	高速道路事業	11.8 (11.8) [9.8]	阪神高速道路のシステムに係る運用管理等業務を実施しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし 設備の賃貸借 なし
(株)テクノ阪神	大阪市 西区	20	高速道路事業	13.4 (13.4) [6.7]	阪神高速道路の機械設備に係る保全点検・維持修繕業務を実施しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし 設備の賃貸借 なし
内外構造(株)	大阪市 中央区	21	高速道路事業	13.8 (13.8) [6.9]	阪神高速道路の構造物に係る保全点検業務を実施しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし 設備の賃貸借 なし
(株)ハイウェイ管制	大阪市 西区	40	高速道路事業	11.3 (11.3) [8.8]	阪神高速道路の電気通信設備に係る保全点検・維持修繕業務を実施しております(大阪地区)。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし 設備の賃貸借 なし
阪神施設工業(株)	大阪市 港区	36	高速道路事業	4.7 (4.7) [15.5]	阪神高速道路の電気通信設備に係る保全点検・維持修繕業務を実施しております(兵庫地区)。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし 設備の賃貸借 なし
阪神施設調査(株)	大阪市 西区	20	高速道路事業	20.3 (20.3)	阪神高速道路の建物に係る保全点検・維持修繕業務を実施しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし 設備の賃貸借 なし

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。  
2. 議決権の所有割合の( )内は、間接所有割合で内数であります。  
3. 議決権の所有割合の[ ]内は、緊密な者の所有割合で外数となっております。

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成23年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
高速道路事業	1,787
受託事業	[1,455]
その他	32 [12]
全社（共通）	185 [38]
計	2,004 [1,505]

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は [ ] 内に年間平均人員を外数で記載しております。
2. 高速道路事業及び受託事業については、両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しております。

### (2) 提出会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
726 [164]	42.6	16.7	8,212,824

セグメントの名称	従業員数（人）
高速道路事業	529
受託事業	[119]
その他	12 [7]
全社（共通）	185 [38]
計	726 [164]

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は [ ] 内に年間平均人員を外数で記載しております。
2. 平均勤続年数は、阪神公団における勤続年数を含んでおります。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 高速道路事業及び受託事業については、両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しております。

### (3) 労働組合の状況

当社の労使関係及び連結子会社の労使関係について特に記載すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、一昨年春を景気の底とする回復局面の中、秋口以降やや足踏み状態にあったものの、年明けより輸出・生産など一部持ち直しの動きが見られました。関西経済についても、持ち直し傾向が見られましたが、中東や北アフリカの政治状況を巡る動きが原油価格上昇を招いていることもあり、国際商品市況の上昇への懸念もあります。企業収益は改善傾向にあり、設備投資も持ち直してきていますが、増勢ペースは鈍く、引き続き回復力の弱い動きに止まりました。平成23年3月11日以降、当面は、東日本大震災による経済への下押し圧力が懸念される状況が続くものと考えられます。

このような経営環境の下、関西都市圏の交通の大動脈である阪神高速道路の管理等に携わる阪神高速グループは、「先進の道路サービスへ」という企業理念の下、安全・安心・快適なネットワークを通じてお客さまの満足を実現し、関西のくらしや経済の発展に引き続き貢献すべく、事業の着実な展開に努めて参りました。併せて、グループ経営の最適化を目指した戦略を策定するなど、グループ一丸となって、業務の効率化や経営基盤の強化にも取り組んで参りました。

高速道路事業におきましては、土曜・休日割引等の料金引下げ等の料金施策のほか、松原線・神戸線におけるフレッシュアップ工事の実施や交通安全対策等に積極的に取り組むとともに、ネットワーク機能充実のため、大阪、兵庫、京都の各地区において建設中路線等の着実な整備を進め、2路線の供用を開始しました。

その他におきましても、当社初の海外事業であるバンコク高速道路の運営に係るコンサルタント業務を受注したほか、引き続き、大阪港咲洲トンネル等の道路管理代行業、休憩所事業、駐車場事業等についても着実に展開しました。

この結果、当連結会計年度における当社グループの営業収益は250,778百万円（前年同期比40.7%増）、営業利益は3,421百万円（同21.8%減）、経常利益は4,523百万円（同13.7%減）、当期純利益は4,368百万円（同43.4%増）となりました。

セグメント別の業績につきましては、次のとおりです。

#### (高速道路事業)

高速道路事業では、国の経済対策や高速道路ネットワークの有効活用等の観点を踏まえた土曜・休日割引等の料金引下げや、3号神戸線等の沿道環境改善を目指して5号湾岸線への交通転換を促す環境ロードプライシング等の料金施策を継続的に実施してきました。また、企画割引「阪神高速ETC1日乗り放題パス（『2010夏』、『5周年記念』）」の発売、平城遷都1300年祭における奈良県と連携した「とくとくパーキング・奈良」の実施等の各種ETC普及・利用促進策を実施しました。

これらの施策効果とともに、昨今の景気持ち直し傾向等により、高速道路通行台数は、一日当たり約87万台（前年同期比1.7%増）とやや増加傾向となりました。この通行台数増加の影響等により、料金収入は161,919百万円（同1.9%増）となりました。

また、安全・安心・快適な道路サービスを提供するため、お客さまへ「きれい・あんしん」、「やすらぎ」、「ぬくもり」の提供を目指す「PA改善アクションプラン」の一環として、泉大津パーキングエリア（海側・陸側）、京橋パーキングエリア（東行）をリニューアルするとともに、第2次交通安全対策アクションプログラムに基づき、これまでの事故多発地点への施設面の整備と併せてドライバーへの走行を支援するプロジェクトを展開し、また、14号松原線全線及び3号神戸線（京橋～摩耶間）におけるフレッシュアップ工事等を実施しました。

高速道路の建設につきましては、関西経済の発展に寄与するネットワークの整備に向け、現在建設中の路線等について整備促進に努め、おおむね順調に進捗しております。特に12月には31号神戸山手線（神戸長田～湊川ジャンクション）、3月には8号京都線（鴨川東～上鳥羽）の供用を開始し、すでに多くのお客さまに御利用いただいております。

この結果、高速道路事業の営業収益は236,670百万円（前年同期比42.0%増）となりました。

一方、営業費用については、協定に基づく機構への貸付料（注）支払いや管理費用等により、233,616百万円（前年同期比43.5%増）となり、営業利益は3,053百万円（同20.6%減）となりました。

（注） 「協定に基づく機構への貸付料」は、機構との協定に基づく変動貸付料制により、実績収入が協定に定める計画収入の変動幅を下回ったことに伴い16,449百万円減額されました。

(受託事業)

受託事業につきましては、京都市道高速道路2号線に係る工事を始めとして、国や地方公共団体等の委託に基づく道路の新設・改築・維持・修繕等、経済性・効率性等の観点から当社グループが一体的に実施することが適当と認められる事業を受託し、営業収益は11,160百万円（前年同期比19.0%増）、営業費用は11,116百万円（同19.4%増）となり、営業利益は44百万円（同38.0%減）となりました。

(その他)

その他の事業につきましては、休憩所等事業、駐車場事業、道路管理代行事業、不動産事業、土木コンサルティング事業、E T C活用事業等を展開してきました。

特に、道路管理代行事業に関しましては、平成21年から実施している大阪港咲洲トンネル等について事業者側から高評価を得ているほか、土木コンサルティング事業に関しましては、当社初の海外事業としてバンコク高速道路の運営に係るコンサルタント業務を受注しました。

この結果、その他の事業の営業収益は3,180百万円（前年同期比45.2%増）、営業費用は2,857百万円（同65.1%増）となり、営業利益は323百万円（同29.6%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益5,901百万円に加えて減価償却費7,337百万円、売上債権の減少397百万円、完成した道路資産の機構への引き渡し等によるたな卸資産の減少22,555百万円などがあったことにより、49,594百万円の資金流入（前年同期は25,674百万円の資金流出）となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の償還による収入750百万円などがあったものの、料金收受機械及びE T C装置への設備投資等に伴う固定資産の取得による支出4,113百万円などがあったことにより、3,799百万円（前年同期比4,449百万円の減少）の資金流出となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、金融機関等からの長期借入れによる収入22,516百万円及び道路建設関係社債発行による収入25,000百万円の資金調達を実施した一方で、長期借入金の返済による支出44,369百万円及び道路建設関係社債償還による支出36,312百万円などがあったことにより、39,323百万円の資金流出（前年同期は42,137百万円の資金流入）となりました。

なお、完成した道路資産を機構に対して引き渡した際に連結損益計算書に計上される営業収益（道路資産完成高）は、資金により回収されず、当社において計上している道路建設関係長期借入金が、機構法第15条第1項の規定に基づき機構に債務引き受けされることにより回収されることとなります。しかしながら、営業活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローを、より経営実態に即した適正な表示とするため、連結キャッシュ・フロー計算書上、当該営業収益（道路資産完成高）は一旦資金により回収され、回収された資金をもって道路建設関係長期借入金を返済しているものとみなしております。

以上の結果、当連結会計年度における現金及び現金同等物の期末残高は、44,453百万円（前年同期比6,470百万円の増加）となりました。

(参考情報)

提出会社の当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）における「高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表」は、以下のとおりであります。

(注) 本明細表は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）第6条の規定により作成しております。

高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表

	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
区分	金額(百万円)	
I 営業収益		
1. 料金収入	161,919	
2. 道路資産完成高	74,052	
3. その他の売上高	24	235,996
II 営業外収益		
1. 受取利息	13	
2. 有価証券利息	13	
3. 受取配当金	194	
4. 土地物件貸付料	38	
5. 寄付金収入	41	
6. 原因者負担収入	12	
7. 雑収入	36	349
III 特別利益		
1. 固定資産売却益	23	
2. 回数券払戻引当金戻入額	94	
3. 仕掛道路資産修正益	110	228
高速道路事業営業収益等合計		236,574

## 2【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

このため、生産、受注及び販売の状況については、前記「1 業績等の概要」において各セグメントの業績に関連付けて記載しております。

## 3【対処すべき課題】

当社は、将来の方向付けとして、おおむね10年後の「ありたい姿」とその実現に向けた「戦略テーマ」からなる「阪神高速ビジョン2020」を平成22年4月に公表しました。平成23年度は、企業理念である「先進の道路サービスへ」の更なる具現化に向けて、「総力を挙げて！！」をスローガンに、ビジョンの実現に向けて取り組んで参ります。

特に、昨今の交通量は回復傾向にあるものの、3月に発生した東日本大震災の影響が懸念される中、平成23年度も、引き続き、厳しい経営状況が予想されることから、グループ一体となってコスト管理を徹底するとともに、交通安全対策、渋滞対策等の一層の取組を進めつつ、経営基盤の安定化に努めて参ります。

具体的な取組の内容は、次のとおりです。

### <関西エリアに欠かせないネットワーク整備の促進>

淀川左岸線及び大和川線について厳正なる工程管理の下、着実に整備促進するとともに、守口ジャンクション（仮称）・松原ジャンクション改良も推進します。

また、信濃橋渡り線（仮称）についても事業化を図るほか、大阪湾岸道路西伸部、淀川左岸線延伸部等の早期事業化に向けて、都市計画や整備の在り方について積極的に議論を進めます。

### <企業理念に掲げる高速道路サービスの充実>

安全・安心・快適な道路サービスの提供のため、案内標識の改善など、引き続き、お客さまの立場に立ったCS推進に取り組むとともに、第2次交通安全対策アクションプログラムに基づき、ソフト・ハード両面からの交通安全対策を推進し、併せて、ITS技術を活用した安全対策や高度な情報提供等についても検討を進めます。

また、道路構造物について、予防保全技術を開発するほか、維持管理ガイドラインに基づき、有効な具体的工種の選定等を実施し、長寿命化に向けて事業推進するとともに、適正な管理水準を確保しつつコスト縮減に努めます。

さらに、料金圏のない対距離制の導入について、引き続き、関係機関との調整を図ります。

### <その他の事業の展開>

当社グループ全体で関連事業・新規事業の拡充を図るため、経営資源の活用等により、新たな事業展開を目指し、事業創出に向けた取組を進めます。

さらに、橋梁のアセットマネジメントや地震対策等の当社の保有技術を活かしながら、高速道路や橋梁の建設・管理に係る事業の積極的な海外展開を図るとともに、道路管理代行業業については、大阪港咲洲トンネルや夢咲トンネルでの実績を活かして事業モデルを構築し、他道路への展開に向けた準備を進めます。

### <環境・景観面の取組み>

地球環境の保全、都市環境との共生等について、当社グループ全体として環境への取組を推進します。

また、景観面でも地域活性化等に資する修景プロジェクト等に引き続き取り組み、美しい都市景観の形成に寄与できるよう努めます。

### <持続発展可能な企業としての取組み>

当社グループ全体の総合力を高め、企業価値の最大化を図るため、グループ各社の役割分担を改めて明確にするとともに、各社間での事業領域を整理し、グループ内の相互連携を深めつつ、経営効率の向上、当社グループの保有する技術やノウハウを最大限発揮できる事業環境の整備に努めます。

また、アジア・アフリカ各国の道路管理者等との国際的な技術交流等も含め、地域との連携・協力に関する多様な取組を実施します。



## 4 【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業その他に関するリスクについて、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資家の投資判断上、又は当社グループの事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

当社グループは、これらリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針がありますが、投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。また、以下の記載は投資に関連するリスクを全て網羅するものではありませんので、この点にご留意ください。

なお、本項において、将来に関する事項は、別段の表示が無い限り、有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

### 1. 民営化について

#### (1) 当社を取り巻く関係法令の状況

当社は、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神公団及び本州四国連絡橋公団の民営化を目的として、平成17年10月1日の高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）（以下「高速道路会社法」といいます。）、「機構法、日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第101号）（以下「整備法」といいます。）及び民営化関係法施行法（以下、高速道路会社法、機構法、整備法を「民営化関係法」と総称します。）の施行により、機構、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下、当社、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱を「高速道路会社」と総称します。）とともに設立されました。

#### (2) 高速道路株式会社法

##### ① 目的等

高速道路会社の目的として、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うこと等により、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与すること（第1条）を掲げるとともに、その事業の範囲（第5条）、機構との協定（第6条）等について規定されております。

##### ② 概要

##### (ア) 国土交通大臣の認可を必要とする事項

##### a 株式又は募集新株予約権を引き受ける者の募集等（第3条）

高速道路会社は、会社法（平成17年法律第86号）（以下「会社法」といいます。）第199条第1項に規定するその発行する株式若しくは同法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を発行しようとするときは、国土交通大臣の認可を必要とします。

##### b 事業範囲外の高速道路における業務（第5条）

高速道路会社は、国土交通大臣の認可を受けて、高速道路会社法の規定によりその事業を営むこととされた高速道路以外の高速道路において、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理並びに高速道路の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設の建設及び管理を営むことができます。

##### c 代表取締役等の選定等（第9条）

高速道路会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

##### d 事業計画（第10条）

高速道路会社は、毎事業年度の開始前に事業計画を定め、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。また、これを変更するときも同様です。

##### e 社債及び借入金（第11条）

会社法第676条に規定する募集社債を引き受ける者の募集、株式交換に際しての社債の発行及び弁済期限が1年を超える資金の借入れをしようとするときは、国土交通大臣の認可を必要とします。

##### f 重要な財産の譲渡等（第12条）

国土交通省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

##### g 定款の変更等（第13条）

高速道路会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分、合併、分割及び解散の決議は、国土

交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

(イ) その他の規制事項

a 調査への協力（第7条）

高速道路会社は、国又は地方公共団体が、高速道路会社が管理する高速道路において、道路交通の円滑化を図るための施策の策定に必要な交通量に関する調査その他の調査を実施するときは、これに協力しなければなりません。

b 会計の整理等（第14条）

毎事業年度終了後3月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表を国土交通大臣に提出しなければなりません。

c 国土交通大臣の監督・命令権限（第15条、第16条）

国土交通大臣は、高速道路会社法の定めるところに従い高速道路会社を監督し、高速道路会社法を施行するために特に必要があると認めるときは、業務に関し監督上必要な命令をすることができるとともに、高速道路会社から報告をさせ、また国土交通省の職員に検査をさせることができます。

(ウ) 政府の財政支援

a 政府（当社、首都高速道路株、及び本州四国連絡高速道路株にあつては、政府及び地方公共団体）は、常時、高速道路会社の総株主の議決権の三分の一以上に当たる株式を保有していなければなりません（第3条第1項）。

b 政府は、当分の間、国会の議決を経た金額の範囲内において、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に要する経費に充てるため、高速道路会社の債務について、保証契約をすることができます（附則第3条）。

(エ) 特例措置（第8条）

高速道路会社の社債権者は、当該会社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有します。

(3) 道路整備特別措置法

① 目的等

特措法は、その通行又は利用について料金（高速道路会社が高速道路の通行又は利用について徴収する料金を意味します。）を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合の特別の措置を定め、もって道路の整備を促進し、交通の利便を増進することを目的としております（第1条）。特措法には、会社による高速道路の整備等（第3条から第9条）、道路資産（道路（道路法（昭和27年法律第180号）（以下「道路法」といいます。）第2条第1項に規定する道路を意味します。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除きます。）を意味します。）等の帰属（第51条）等、当社に関連する事項が規定されております。

② 概要

(ア) 国土交通大臣による許可・認可を必要とする事項

a 高速道路の新設又は改築（第3条）

高速道路会社は、機構と協定を締結したときは、国土交通大臣の許可を受けて、高速道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができます。

b 供用約款（第6条）

高速道路会社は許可に基づき料金を徴収しようとするときは、供用約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。また、これを変更しようとするときも同様です。

c 工事の廃止（第21条）

高速道路会社は許可を受けた高速道路の新設又は改築に関する工事を廃止しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければなりません。

d 車両の通行方法の定め（第24条）

特措法の規定により料金を徴収することができる道路について、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認可を受けて、料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法を定めることができます。

e 他人の土地の立入り、一時使用等（第44条）

高速道路会社は高速道路に関する調査、測量若しくは工事又は高速道路の維持のためやむを得ない必要がある場合において、他人の土地に立ち入り、又は一時使用しようとするときは、あらかじめ国土交通大臣の許可を受けなければなりません。ただし、天災、事変その他の非常事態が発生した場合において、15日以内の期間一時使用をするときは、この限りではありません。

(イ) 道路資産等の帰属 (第51条)

- a 高速道路会社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、下記(ウ) eによりあらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては、高速道路会社に帰属します。ただし、高速道路会社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び道路資産が機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産帰属計画に係る道路資産は、当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属します。
- b 高速道路会社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。
- c 高速道路会社が新設し、又は改築する高速道路に係る料金の徴収施設その他政令で定める物件は、高速道路会社に帰属します。

(ウ) その他の事項

a 高速道路会社の行う高速道路の維持、修繕等 (第4条)

高速道路会社は、許可を受けて新設し、又は改築した高速道路については、下記(ウ) eによりあらかじめ公告する工事完了の日の翌日から公告する料金の徴収期間の満了の日まで、当該高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行うものとされております。

b 供用約款の掲示 (第7条)

高速道路会社は、認可を受けた供用約款を、営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように掲示しなければなりません。

c 高速道路会社による道路管理者の権限の代行 (第9条)

高速道路会社は、許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合には、当該高速道路の道路管理者(道路法第18条第1項に規定する道路管理者を意味します。)に代わって、その権限の一部を代行します。

d 料金の額等の基準 (第23条)

料金の額について、協定の対象となる高速道路ごとに、当該高速道路に係る道路資産の貸付料及び高速道路会社が行う当該高速道路の維持、修繕その他の管理に要する費用を、料金の徴収期間内に償うものであること、公正妥当なものであること等、その基準が規定されております。

e 公告 (第22条、第24条、第25条)

高速道路会社は、許可を受けた高速道路の新設若しくは改築に関する工事を行おうとするとき、当該工事の全部若しくは一部を完了し又は工事を廃止しようとするとき、又は料金を徴収しようとするときは、あらかじめ公告をしなければなりません。

高速道路会社は、料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法について認可を受けたときは、その旨公告するとともに、営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように掲示しなければなりません。

f 割増金 (第26条、第42条)

高速道路会社は、料金を不法に免れた者から、その免れた額のほか、その免れた額の二倍に相当する額を割増金として徴収することができます。また、当該割増金は、高速道路会社の収入となります。

g 道路の工事の検査 (第27条)

高速道路会社は、特措法の規定による許可を受けた高速道路の新設又は改築に関する工事が完了した場合には、国土交通大臣の検査を受けなければなりません。

h 法令違反等に関する監督 (第46条)

国土交通大臣は、高速道路会社が上記(ア) aの許可を受けて新設し、若しくは改築し、又は上記(ウ) aにより維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路(以下「会社管理高速道路」といいます。)に関し、高速道路会社又は機構に対して、特措法の定めにより、高速道路会社又は機構の処分の取消し、変更その他必要な処分を命じ、又はその工事の中止、変更、施行若しくは道路の維持のため必要な措置をとることを命ずることができます。

i 料金に関する監督 (第47条)

国土交通大臣は、会社管理高速道路に関し、料金の適正な徴収を確保するために特に必要があると認められる場合においては、高速道路会社に対して必要な措置をとることを命ずることができます。

j 道路の管理に関する勧告等 (第48条)

国土交通大臣は、高速道路会社又は機構に対して会社管理高速道路の管理及びその料金に関し、必要な勧告、助言又は援助をすることができます。

#### (4) その他の関係法令

##### ① 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法

機構法は、機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的としております（第1条）。当社との関係では、高速道路会社と機構との間で締結される協定の内容（第13条）、道路資産に係る高速道路会社の債務の引受け等（第15条）、道路資産の高速道路会社に対する貸付け等（第16条）、道路資産の高速道路会社に対する貸付料の額の基準（第17条）等が規定されております。

##### ② 日本道路公団等民営化関係法施行法

民営化関係法施行法は、民営化関係法の施行に関し必要な事項を定めるとともに、民営化関係法の施行に伴う関係法律の整備等を行うものです（第1条）。

#### (5) 見直し

民営化関係法施行法附則第2条において、政府は、民営化関係法施行法の施行（平成17年10月1日）後10年以内に、民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが規定されており、その措置による法令の変更等の内容によっては、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 2. 政策変更等に係る法的規制の変更

当社は、会社法及び上記「1. 民営化について」に掲げる法令の適用を受けるほか、道路法その他の道路行政関係法令等の適用があります。これらの法令が変更された場合又は新たに法令が施行された場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 3. 機構との協定に基づく事業執行

当社は、高速道路会社法第5条に掲げる事業を営むために、同法第6条第1項及び機構法第13条第1項に基づき、機構との間で協定を締結しております。当該協定には、機構が当社から引き受けることとなる債務の限度額、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の貸付料等、当社の財政状態に影響を与え得る事項が規定されております。当社及び機構は、おおむね5年ごとに、その事業の実施状況を勘案し、当該協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるとき、又は大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して当該協定を変更する必要があるときは、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。貸付料については、各協定に係る毎年度の料金収入が、あらかじめ各協定において定められている計画収入の額と比較して1%を超えて変動したときは、貸付料も変動することとされております。

#### (1) 道路資産の貸付料

機構が当社に対して貸し付ける道路資産の貸付料については、各協定において、当社が機構に支払うべき毎年度の金額及びその支払方法を規定しております。かかる貸付料は、当該協定に係る高速道路の管理に要する費用と併せて、当該高速道路について当社が徴収する料金収入に見合うこととされており（前記「1. 民営化について (3) 道路整備特別措置法 ② 概要 (ウ) その他の事項 d 料金の額等の基準（第23条）」をご参照下さい。）、実際に生じる料金収入から管理費用を差し引いた金額を支払原資としております。このため、料金収入の減少又は管理費用の増大により当該原資が減少した場合には、貸付料の支払遅延を生じさせ、遅延利息を発生させる等、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。なお、これらについては、各協定において、大規模な災害の発生等やむを得ない事由による場合の支払期限の延長、実際に得た料金収入が協定所定の計画収入を1%を超えて下回った場合の貸付料の減算等、支払遅延を可及的に生じさせないための措置が規定されております。

協定の見直しにより、貸付料の引き上げ、支払方法の変更等が行われた場合にも、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## (2) 債務引受限度額

当社は、協定において、当社の行う高速道路の管理のうち、新設、改築又は修繕に係る工事（修繕に係る工事は、機構が当社からその費用に係る債務を引き受けるものに限り、）に要する費用及び災害復旧に要すると見込まれる費用に関し、それぞれ債務引受限度額を規定しており、機構の業務実施計画においてもこれらと同様の債務引受限度額が定められております。これらの費用について、物価、地価、人件費等の上昇あるいは工法変更、工事の遅延・工期の延長等による建設費の増大、金利上昇による利子負担増大、予想を超える大規模自然災害、事故、社会・経済情勢の急変等により、実際に生じた費用が債務引受限度額を超過する可能性があります。かかる事態が生じた場合には、協定の変更により対応することになりますが、当該限度額変更が当社の想定どおりに進まなかった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 4. 債務引受けが適時に行われない可能性

高速道路に係る道路資産が帰属するときに、機構は、業務実施計画に定められた新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額の範囲内で、当社が当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を引き受けなければならないこととされております。その際、自然災害、住民反対運動、用地買収難航等に伴う工程遅延により当該道路資産の機構への引渡しが遅れ、円滑な債務引受けに支障をきたす可能性があります。かかる事態が生じた場合には、特措法第51条の規定に基づく道路資産帰属計画の策定（前記「1. 民営化について (3) 道路整備特別措置法 ② 概要 (イ) 道路資産等の帰属（第51条）a」をご参照ください。）により対応することになりますが、道路資産帰属計画の策定が当社の想定どおりに進まなかった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 5. 他の連帯債務者の存在

当社及び機構はそれぞれ、阪神公団の民営化に伴いその債務の一部を承継しており、かかる債務の承継の際に、当社と機構との間に、連帯債務関係が生じております（民営化関係法施行法第16条）。また、機構が当社の債務を引き受けた場合にも、当該債務の引受けが重畳的債務引受けとなるため、機構との間に連帯債務関係が生じることとなります。これらの連帯債務については、機構の財政状態が悪化した場合等には、当社がその債権者に対して、債務の全額を負担する必要性が生じ、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 6. 外部資金調達

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用については、借入れ又は当社の発行する社債によりその資金を調達することとしております。このため、市場環境悪化等のため必要な資金を調達できない場合又は金利動向及び金融情勢等により当初想定していたよりも不利な条件で調達を行わざるを得なくなった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 7. 季節性

当社グループの高速道路事業においては、交通量の季節的な変動により上半期が下半期よりも収入が大きく、他方、補修工事等の完成が下半期に多いことから管理費については下半期が上半期よりも大きくなる傾向にあります。このような傾向が、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 8. 他交通機関及び他社との競合

当社グループは、高速道路事業においては鉄道会社等の対抗輸送機関と、休憩所等事業においては周辺の商業施設と競合する環境にあり、これら他社の技術革新や施設のリニューアル等により当社グループの競争力が低下し、顧客離れが生ずる可能性があります。こうした競合等の状況により当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 9. 経済情勢

わが国及び当社グループが事業を行っている地域において、景気の腰折れ、ガソリン価格等の物価の高騰等により経済情勢が悪化した場合、高速道路等の利用が減少し、当社グループの収入が減少することにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

#### 10. コンピューターシステム

当社グループは、E T C及びその他の高速道路管理に関するシステム並びに会計等の社内システムを有し、コンピューターシステムが重要な役割を果たしています。従って、これらのコンピューターシステムに人的ミス、自然災害、停電及びコンピューターウィルス等による障害が生じた場合には、料金収入の減少、提供するサービスの一時的な停止等により、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

#### 11. 自然災害等の発生

地震、台風、地すべり、洪水、大雪等の自然災害、大事故やテロ等が発生した場合、当社グループの事業及びその設備は、毀損による支出の増加などの被害を受ける可能性があります。また、かかる自然災害等により、高速道路、P A、その他当社グループの事業に関わる施設の利用が減少し、当社グループの収入が減少することにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

#### 12. 不正通行

高速道路の不正通行による料金収入の減少により、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

なお、回数通行券は、偽造券流通の社会問題化により平成17年8月1日をもってその利用が終了しており、当社グループでは、販売済み回数通行券の払戻しのため回数通行券払戻引当金を計上しておりますが、当社の想定している金額を超えた払戻し額となった場合は、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

#### 13. 訴訟に関するリスク

当社グループは、高速道路の管理瑕疵に起因する重大な人身事故等が発生した場合等、訴訟その他の法的手続きの対象となる可能性があります。

有価証券報告書提出日現在において当社グループの事業に重大な影響を及ぼす訴訟等は提起されておませんが、将来重大な訴訟等が提起された場合には当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

#### 14. 税制変更に関するリスク

当社グループ並びにその事業及び資産にかかる税制が変更された場合、当社グループに課せられる公租公課の額が増大することによって当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。特に、道路附属物に該当する料金徴収施設等については、民営化後10年に限り、固定資産税が免除されることとされておりますが、かかる特例措置が終了し又は廃止され若しくは変更されることにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

#### 15. 個人情報の管理

当社グループでは、大量に保有する個人情報の保護を適切に実施するため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の規程に則り、取扱いのルールを定め厳重に管理しておりますが、何らかの理由により情報の漏洩等の事態が生じた場合、損害賠償請求への対応や社会的信用の低下等、有形無形の損害が発生し、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 5 【経営上の重要な契約等】

当社は、高速道路会社法第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定に基づき、国土交通省令で定めるところにより、機構との間で協定（「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定」及び「京都市道高速道路1号線等に関する協定」）を平成18年3月31日付で締結しております（平成18年4月1日施行）。かかる協定は、高速道路会社法第5条第1項第1号又は第2号に規定する当社の事業等の実施に必要な事項を定めることにより、業務等の適正かつ円滑な実施を図ることを目的としております。

当該協定には、その対象となる路線名、当社が行う高速道路の管理のうち新設、改築又は修繕に係る工事の内容、当該工事に要する費用及び災害復旧に要するものと見込まれる費用に係る債務であって、機構が当社から引き受けることとなるものの限度額、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の内容並びにその貸付料の額及び貸付期間、当社が徴収する料金の額及びその徴収期間が定められております。

当社及び機構は、おおむね5年ごとに、当該協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるときは、相互に変更を申し出ることができます。大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときも、同様とします。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。

貸付料については、各協定に係る毎年度の料金収入の金額（以下「実績収入」といいます。）が、① あらかじめ各協定において定められている計画収入（以下「計画収入」といいます。）に、計画収入の1%に相当する金額を加えた金額（以下「加算基準額」といいます。）を超えた場合には、各協定に定める貸付料の金額に実績収入から加算基準額を減じた金額を加えた金額、② 計画収入から、計画収入の1%に相当する金額を減じた金額（以下「減算基準額」といいます。）を下回った場合には、各協定に定める貸付料の金額から、減算基準額から実績収入を減じた金額を減じた金額に修正されるものとされております。

当社は、本線供用後の残工事工程の精査に伴い、平成22年9月27日付で「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定」において、神戸市道高速道路2号線（兵庫県神戸市長田区南駒栄町から兵庫県神戸市長田区蓮池町まで）の工事の完成予定年月日を平成23年3月31日から平成25年3月31日に、平成23年2月7日付で「京都市道高速道路1号線等に関する協定」において、京都市道高速道路1号線及び2号線（京都府京都市山科区西野山桜ノ馬場から京都府京都市伏見区向島大黒まで）の完成予定年月日を平成23年3月31日から平成24年3月31日に、それぞれ機構に届け出ることにより変更しております。

当社及び機構は、事業の実施状況を勘案し、また、「高速道路の当面の新たな料金割引について（平成23年2月16日 国土交通省発表）」及び道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和33年法律第34号）による「阪神高速道路株式会社が管理する高速道路に係る高速道路利便増進事業に関する計画（平成23年3月17日 国土交通大臣同意）」を受けて、「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定の一部を変更する協定」を平成23年6月13日付で締結しました。この変更協定の内容については、機構が本変更協定に係る機構法第14条第1項の認可を受け、かつ、当社が本変更協定に係る特措法第3条第6項の許可を受けた日から、その効果が生じることになります。

また、前連結会計年度までに一部変更された協定の内容は、以下のとおりであります。

協定変更（届出）日	協定一部変更の内容
平成19年8月23日	京都市道高速道路1号線、及び2号線の完了年月日を変更
平成19年3月22日	大和川線都市計画変更に基づく遠里小野ランプ削除、及び鉄砲西ランプ追加
平成20年6月23日	京都市道高速道路2号線の完了年月日を変更
平成21年3月31日	「生活対策（平成20年10月30日）」等に基づく高速道路料金の引下げに必要となる「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」による一連の手続きとして、計画料金収入・貸付料を減額し（平成21～29年度まで）、料金の額及びその徴収期間を変更

## 6 【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動は、高速道路事業に係る技術に関する研究であり、都市内の高速道路に求められる高速道路構造物の長寿命化、維持管理コスト低減、地球環境への負荷低減のための新技術の開発を目指して取り組んでおります。

当連結会計年度の研究開発費の総額は、150百万円であります。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所感等の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意下さい。

### (1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について

#### ① 高速道路事業の特性について

高速道路事業においては、第1期連結会計年度においては民営化関係法施行法第24条第1項の規定により策定された暫定協定（以下「暫定協定」といいます。）に基づき、また、第2期連結会計年度以降は高速道路会社法及び機構法の規定により、機構と平成18年3月31日付で締結した協定並びに特措法の規定による同日付事業許可に基づき、機構から道路資産を借り受けた上で道路利用者より料金を収受し、かかる料金収入から機構への賃借料及びその他の道路事業にかかる管理費用の支払いに充てております。

このような暫定協定、協定及び事業許可においては、高速道路の公共性に鑑み当社が収受する料金には当社の利潤を含めないことを前提としております。なお、事業年度によっては、料金収入、管理費用等の当初計画と実績の乖離により、利益又は損失が計上される場合があります。

また、高速道路事業においては、交通量の季節的な変動により上半期が下半期よりも収入が大きく、他方、補修工事等の完成が下半期に多いことから管理費については下半期が上半期よりも大きくなる傾向にあります。

#### ② 機構による債務引受け等について

既述の通り、当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによるところであります。機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債券債務を原則として弁済期日が到来する順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定すること、債務引受けは重畳的債務引受けの方法によること等を確認しております。

なお、高速道路にかかる道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引き受けられた際には、かかる資産及び債務は当社の連結財務諸表及び財務諸表に計上されないこととなりますが、当該債務は、当社と機構との間の連帯債務とされております。

また、阪神公団の民営化に伴い当社及び機構が承継した阪神公団の債務の一部について、当社と機構との間に、連帯債務関係が生じております（民営化関係法施行法第16条）。

### (2) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。決算日における資産、負債及び会計期間における収益、費用の一部について、見積りを実施する必要がありますが、当該見積りについては、過去の実績や現在の状況に応じ合理的と考えられる方法によって実施しておりますが、見積りと実績が異なる可能性があります。また、当社グループの連結財務諸表において採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表」の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の会計方針が、当社グループの連結財務諸表においては重要であると考えております。

#### ① 仕掛道路資産

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた資産は、当社グループの連結財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されます。当該資産の取得原価には、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費、人件費のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額、除却工事費用等資産の取得に要した費用の額及び道路建設に要した借入資金の利息のうち、当該資産の工事完了の日までに発生したものを計上しております。

なお、高速道路建設が完了したのち、かかる道路資産は上記取得原価をもって機構に帰属すると同時に、協定に基づいて当社が当該道路資産を機構から借り受けることとなります。かかる借受けについてはオペレーティング・リース取引として処理し、借受けに係る資産及び負債は当社グループの連結財務諸表には計上されないこととなります。



② 回数券払戻引当金

当社グループは、阪神公団時代に発行した回数通行券の廃止に伴う払戻に備えるため、販売実績、使用実績及び払戻実績等に基づいて算出した発生見込額を計上しております。

③ ETCマイレージサービス引当金

当社グループは、ETCマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しております。

④ 退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される諸前提条件に基づいて算出しております。これらの前提条件には、割引率、退職率、死亡率及び期待運用収益率などが含まれます。実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、退職給付債務及び費用に影響する可能性があります。

(3) 経営成績の分析

① 営業収益

当連結会計年度における営業収益は、合計で前年同期比40.7%増の250,778百万円となりました。高速道路事業については、昨今の景気持ち直し傾向等による高速道路通行台数の増加の影響等により、料金収入は161,919百万円、31号神戸山手線（神戸長田～湊川ジャンクション）や8号京都線（鴨川東～上鳥羽）の開通による道路資産の完成、引渡しによる道路資産完成高74,052百万円等を合わせて高速道路事業営業収益は236,670百万円となり、受託事業については、京都市道高速道路2号線に係る工事受託等により11,160百万円、その他の事業については、3,180百万円となりました。

② 営業費用及び営業利益

当連結会計年度における営業費用は、合計で前年同期比42.3%増の247,356百万円となりました。その内容は、協定に基づく機構への賃借料の支払い116,050百万円、道路資産完成原価74,052百万円、維持修繕費や管理業務費等の管理費用43,514百万円による高速道路事業営業費用233,616百万円、受託事業における受託事業営業費用11,116百万円、その他の事業の営業費用2,857百万円であります。

これらの営業費用を差し引いた結果、当連結会計年度における営業利益は、前年同期比21.8%減の3,421百万円となりました。

③ 営業外損益及び経常利益

当連結会計年度の営業外収益は、寄付金収入397百万円、負ののれん償却額374百万円等により1,250百万円となりました。

また、当連結会計年度の営業外費用は、長期借入金等の支払利息82百万円等により148百万円となりました。

これらの営業外損益を計上した結果、当連結会計年度における経常利益は、前年同期比13.7%減の4,523百万円となりました。

④ 特別損益及び税金等調整前当期純利益

当連結会計年度の特別利益は、負ののれん発生益1,756百万円、回数券払戻引当金の見直しによる取崩益94百万円等の計上により2,144百万円、特別損失は休憩所施設等の減損損失661百万円等の計上により767百万円となりました。

これらの特別損益を計上した結果、当連結会計年度における税金等調整前当期純利益は、前年同期比11.7%増の5,901百万円となりました。

⑤ 当期純利益

当連結会計年度の当期純利益は、法人税等1,619百万円、少数株主損失87百万円を計上した結果、前年同期比43.4%増の4,368百万円となりました。

(4) 資本の源泉及び資金の流動性についての分析

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況については、前記「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであり、必要とする資金の調達は、道路料金の徴収等の営業活動のほか、道路建設関係社債（政府保証債及び普通社債）の発行及び機構からの無利子借入れ並びに金融機関等からの長期借入れを通じて実施いたしました。

当社グループの今後の資金需要として主なものは、協定に基づく機構への賃借料に加え、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の建設資金及び事業用設備に係る設備投資資金であり、かかる資産及び設備の概要については後記「第3 設備の状況」に記載しております。

### 第3【設備の状況】

当社の行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた仕掛道路資産は、当社の連結財務諸表及び財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されますが、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社の資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が阪神公団から承継した道路資産と併せ、協定に基づき当社が機構から借り受けます（以下、本「第3 設備の状況」において、かかる機構から当社が借り受ける道路資産を「借受道路資産」といいます。）。

借受道路資産は、当社の資産としては計上されておられません。下記「1 借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「2 道路資産」において記載しております。なお、仕掛道路資産は当社の設備ではありませんが、その状況について、「2 道路資産」において併せて記載しております。

#### 1【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

##### (1) 設備投資等の概要

当社グループにおいては、当連結会計年度において、総額4,973百万円の設備投資を行いました。

高速道路事業については、当連結会計年度においては主に料金収受機械及びE T C設備等に総額2,772百万円の設備投資を行いました。

その他の事業については、当連結会計年度においては主に休憩所の改修等に総額1,385百万円の設備投資を行いました。

社用設備については、主に複数のセグメントに関連する全社的資産であり、当連結会計年度においては主に社屋の改修等に総額814百万円の設備投資を行いました。

また、当連結会計年度において減損損失661百万円を計上しております。減損損失の内容については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(連結損益計算書関係) ※5 減損損失」に記載のとおりであります。

なお、当連結会計年度において重要な資産の売却、撤去等はありません。

##### (2) 主要な設備の状況

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

##### ① 提出会社

平成23年3月31日

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)							従業員数 (人)
			建物及び構築物	機械装置及び運搬具	土地 (面積千㎡)	リース資産	ソフトウェア	その他	合計	
中島集約料金所他 139箇所 (大阪市西淀川区他)	高速道路事業	料金徴収施設等	13,240	21,652	— (—)	—	258	85	35,235	529 <119>
朝潮橋PA他5箇所 (大阪市港区他)	その他	休憩施設	12	0	0 (0) [0]	—	0	0	12	12 <7>
塚本1丁目他 (大阪市淀川区他)	その他	賃貸用敷地等	7	0	1,321 (10)	—	28	6	1,363	
本社他2事業所及び社宅等 (大阪市中央区他)	全社	本社、管理部庁舎及び社宅等	3,358	0	3,424 (53) [0]	93	527	229	7,634	185 <38>

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、主として工具、器具及び備品の合計であります。

2. 土地及び建物の一部を賃借しており、当連結会計年度の賃借料は357百万円であります。なお、賃借している土地の面積については、[ ]で外書きしております。

3. 有料駐車場等の土地を機構から占用しており、当連結会計年度の占用料は173百万円であります。なお、占用している土地の面積については、292千㎡であります。

4. 現在休止中の主要な設備はありません。

5. 臨時従業員数は、< >で外書きしております。

6. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

② 国内子会社

平成23年3月31日

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)							従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 (面積 千㎡)	リース 資産	ソフト ウェア	その他	合計	
阪神高速サービス㈱	本店・神戸支店 (大阪市西区・ 神戸市中央区)	高速道路事業 その他	駐車場設備等	390	-	- (-)	17	40	9	457	21 <19>
阪神高速技術㈱	本社 (大阪市中央区)	高速道路事業	車両等	433	22	- (-)	586	171	73	1,286	141 <131>
阪神高速パトロール㈱	本社 (大阪市西区)	高速道路事業	車両等	6	128	- (-)	-	0	1	137	250 <28>
阪神高速トール大阪㈱	本社 (大阪市西区)	高速道路事業	本社内装等	17	16	- (-)	5	3	24	67	568 <639>
阪神高速トール神戸㈱	本社 (神戸市中央区)	高速道路事業	本社内装等	10	1	- (-)	-	6	4	23	221 <418>
阪神高速技研㈱	本社 (大阪市西区)	高速道路事業	本社内装等	17	0	- (-)	13	10	13	55	44 <62>
㈱高速道路開発	本社 (大阪市西区)	高速道路事業	本社内装等	19	1	385 (6)	-	75	4	486	13 <39>

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、主として工具、器具及び備品の合計であります。  
 2. 現在休止中の主要な設備はありません。  
 3. 臨時従業員数は、< >で外書きしております。  
 4. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 設備の新設、除却等の計画

当社グループの借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備にかかる重要な設備の新設及び改修計画は、当連結会計年度末現在、下記のとおりであります。

なお、重要な除却等の計画はありません。

会社名 事業所名	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
当社 営業中の料金所 他	大阪市	高速道路事業	料金徴収施設 等	6,847	－	借入金及び 自己資金	平成23年4月	平成24年3月
当社 泉大津PA 他	泉大津市	その他	休憩施設等	160	－	自己資金	平成23年4月	平成24年3月

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

## 2【道路資産】

(1) 道路資産の建設の概要

当社グループは、当連結会計年度において、協定における大阪府道高速大和川線等の新設、地震防災対策等の改築及び舗装等の修繕等を通じ総額51,475百万円の仕掛道路資産の建設を行いました。

また、当連結会計年度において機構に帰属し、借受道路資産として当社が借り受けることとなった道路資産は、総額74,052百万円であり、その内訳は下記のとおりであります。

路線・区間等		帰属時期 (注1)	道路資産価額 (百万円) (注2)
大阪府道高速大阪池田線等 に関する協定	修繕	平成22年6月	2,912
	神戸市長田区南駒栄町～ 神戸市長田区蓮池町 (新設)	平成22年6月	65
	修繕	平成22年9月	3,184
		平成22年12月	1,066
	神戸市長田区南駒栄町～ 神戸市長田区蓮池町 (新設)	平成22年12月	55,750
	修繕	平成23年3月	4,402
京都市道高速道路1号線等 に関する協定	修繕	平成22年9月	1
		平成23年3月	114
	京都市伏見区竹田向代町川町～ 京都市伏見区向島大黒 (新設)	平成23年3月	907
	京都市山科区西野山桜ノ馬場町～ 京都市伏見区深草中川原町 (新設)	平成23年3月	934
	京都市伏見区深草中川原町～ 京都市伏見区竹田向代町川町 (新設)	平成23年3月	4,712
合計			74,052

(注) 1. 仕掛道路資産が機構に帰属し、借受道路資産となった時期を記載しております。

2. 道路資産価額には、消費税等は含まれておりません。

## (2) 主要な道路資産の状況

主要な道路資産の内訳は次のとおりであります。かかる資産は、協定に基づき、当社が機構より借り受けている借受道路資産であります。

平成23年3月31日

区分			年間賃借料（百万円）（注）
地域路線網	阪神圏	大阪府道高速大阪池田線	115,554
		大阪府道高速大阪守口線	
		大阪府道高速大阪東大阪線	
		大阪府道高速大阪松原線	
		大阪府道高速大阪堺線	
		大阪府道高速大阪西宮線	
		大阪府道高速湾岸線	
		大阪府道高速道路森小路線	
		大阪府道高速道路西大阪線	
		大阪府道高速道路淀川左岸線	
		兵庫県道高速大阪池田線	
		兵庫県道高速神戸西宮線	
		兵庫県道高速湾岸線	
		神戸市道高速道路2号線	
		兵庫県道高速北神戸線	
		神戸市道高速道路北神戸線	
	神戸市道高速道路湾岸線		
	京都圏	京都市道高速道路1号線	495
		京都市道高速道路2号線	
合計			116,050

(注) 1. 機構から借り受けた道路資産にかかる当連結会計年度の賃借料を記載しております。これらの賃借料は、上記の地域路線網に対するものであり、当該地域路線網に属する高速道路それぞれについて定められるものではありません。

2. 地域路線網（阪神圏・京都圏）の年間賃借料が、「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定」及び「京都市道高速道路1号線等に関する協定」の規定により、当該地域路線網における当連結会計年度の料金収入の金額に応じて、13,450百万円（阪神圏）及び2,999百万円（京都圏）減算されております。

3. 当連結会計年度末までに機構に帰属し、当社が借り受けることとなった道路資産が含まれております。

4. 賃借料には消費税等は含まれておりません。

(3) 道路資産の建設、除却等の計画

当社グループの道路資産にかかる重要な建設計画は、当連結会計年度末現在、下記のとおりであります。

なお、下記記載の道路資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、所定の手続きを経て機構に帰属することとなる仕掛道路資産であり、機構への帰属と同時に当社の資産としては計上されないこととなります。

路線	建設予定金額		着手及び完了予定	
	総額 (百万円) (注2)	既支払額 (百万円) (注3)	着手(注4)	完了(注5)
大阪府道高速大和川線 (堺市堺区築港八幡町～大阪府松原市三宅西7丁目)	239,391	60,642 [—]	平成11年10月	平成27年3月
大阪府道高速大和川線 (大阪府松原市三宅西7丁目～同市三宅中8丁目)	1,655	23 [—]	平成24年4月	平成25年3月
大阪府道高速道路淀川左岸線 (大阪市此花区島屋2丁目～同市同区高見1丁目)	138,102	52,283 [—]	昭和63年2月	平成25年3月
大阪府道高速道路淀川左岸線 (大阪市此花区高見1丁目～同市北区豊崎6丁目)	8,541	63 [—]	昭和63年2月	平成33年3月
神戸市道高速道路2号線 (神戸市長田区南駒栄町～同市同区蓮池町)	65,155	4,043 [55,900]	平成3年12月	平成25年3月
京都市道高速道路1号線 (京都市山科区西野山桜ノ馬場町～同市伏見区深草中川原町)	33,718	23 [30,271]	平成7年3月	平成24年3月
京都市道高速道路1号線 京都市道高速道路2号線 (京都市伏見区深草中川原町～同市同区竹田向代町川町)	5,142	75 [4,712]	平成12年1月	平成24年3月
京都市道高速道路2号線 (京都市伏見区竹田向代町川町～同市同区向島大黒)	24,022	8 [23,178]	平成12年1月	平成24年3月
大阪府道高速大阪守口線 (改築：守口ジャンクション) (大阪府守口市大日町付近)	9,268	2,641 [—]	平成19年4月	平成26年3月
大阪府道高速大阪松原線 (改築：松原ジャンクション改良) (大阪府松原市大堀付近)	9,136	499 [—]	平成19年4月	平成27年3月
大阪地区 (改築：防災安全対策等)	31,778	22,311 [—]	平成18年4月	平成24年3月
兵庫地区 (改築：防災安全対策等)	15,477	12,684 [—]	平成18年4月	平成24年3月

(注) 1. 高速道路の新設又は改築により建設する仕掛道路資産について記載しております。

2. 総額は、協定に定める債務引受限度額から消費税を除いた金額を記載しております。なお、当該金額には仕掛道路資産にかかる建設中利息及び一般管理費相当額が含まれております。

3. 当連結会計年度末時点において既に機構に帰属した道路資産の額を [ ] で外書きしております。

4. 当社設立が平成17年10月1日であるため、設立以前に阪神公団が着手した時期を記載しているものがあります。

5. 道路資産の機構への帰属に際しては所定の手続きを経る必要があります、当該手続きを終了した道路資産は順次機構に帰属することとなるため、完了時期は機構帰属時期と必ずしも一致しません。
6. 所要資金は、社債及び借入金により調達する予定です。

上記のほか、高速道路の修繕に係る工事については、翌会計年度に9,790百万円、災害発生時における災害復旧に要する費用については、機構から無利子貸付けを受けて災害復旧を行う場合を除き、最大で3,034百万円と見込んでおります。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成23年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年6月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	20,000,000	20,000,000	非上場	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	20,000,000	20,000,000	—	—

#### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成17年10月1日	20,000,000	20,000,000	10,000	10,000	10,000	10,000

(注) 発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加は会社設立によるものです。

なお、阪神公団は、民営化関係法施行法第6条の規定に基づき、平成17年10月1日に当社の設立に際して発行する株式の総数を引き受け、同法第7条及び第9条の規定に基づき、当社にその財産を出資しております。また、同公団が引き受けた株式は、同法第15条第2項第1号の規定に基づき、国及び地方公共団体に承継されております。1株当たりの発行価額は、1,000円です。



## (6) 【所有者別状況】

平成23年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	7	—	—	—	—	—	—	7	—
所有株式数（単元）	199,995	—	—	—	—	—	—	199,995	500
所有株式数の割合（%）	100.0	—	—	—	—	—	—	100.0	—

## (7) 【大株主の状況】

平成23年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
国土交通大臣	東京都千代田区霞が関2丁目1番3号	9,999,996	50.0
大阪府	大阪市中央区大手前2丁目	2,876,722	14.4
大阪市	大阪市北区中之島1丁目3番20号	2,876,722	14.4
兵庫県	神戸市中央区下山手通5丁目10番1号	1,827,287	9.1
神戸市	神戸市中央区加納町6丁目5番1号	1,827,287	9.1
京都府	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	295,993	1.5
京都市	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地	295,993	1.5
計	—	20,000,000	100.0

## (8) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 19,999,500	199,995	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式
単元未満株式	普通株式 500	—	1単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	20,000,000	—	—
総株主の議決権	—	199,995	—

②【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、財務基盤の強化を最重要課題の一つと考えております。したがって、当面、配当などの社外流出を抑え、可能な限り自己資本の充実に努めていきたいと考えております。

内部留保金につきましては、高速道路事業から生じたものとそれ以外のものとに区分し、高速道路事業につきましては将来の機構への賃借料の支払いリスクに対応するために、高速道路事業以外の事業につきましては、新規事業への投資等に用いることとしております。

なお、当社は、「剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う」旨を定款に定めております。

また、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会となりますが、現時点において配当は実施しておらず、毎事業年度における配当の回数についての基本方針も定めておりません。

4 【株価の推移】

当社の株式は非上場であり、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役 会長兼社長	—	大橋 光博	昭和17年8月16日生	昭和42年4月 日本銀行入行 平成7年2月 同銀行審議役 平成7年11月 (株)西京銀行代表取締役専務 平成8年6月 同銀行代表取締役副頭取 平成9年6月 同銀行代表取締役頭取 平成18年10月 (株)MRI代表取締役 平成22年6月 当社代表取締役会長兼社長 (現在)	(注3)	—
常務取締役	執行役員	幸 和範	昭和22年11月15日生	昭和47年4月 阪神高速道路公団入社 平成15年5月 同公団工務部長 平成16年6月 同公団審議役 平成17年10月 当社執行役員 平成18年6月 阪神高速サービス(株)取締役 (現在) 平成18年6月 阪神高速技術(株)取締役 (現在) 平成18年6月 当社常務取締役(現在) 平成21年4月 阪神高速技研(株)取締役 (現在)	(注3)	—
常務取締役	執行役員 建設事業本部長	南部 隆秋	昭和23年10月23日生	昭和49年4月 建設省入省 平成13年7月 国土交通省道路局国道課長 平成15年1月 同省四国地方整備局長 平成16年7月 阪神高速道路公団理事 平成17年9月 国土交通省大臣官房付 平成17年10月 当社常務取締役(現在)	(注3)	—
常務取締役	執行役員	菅沼 孝治	昭和26年12月18日生	昭和49年4月 阪神高速道路公団入社 平成17年10月 当社総務人事部長 平成20年7月 阪神高速サービス(株) 専務取締役 平成22年9月 当社常務取締役(現在) 平成22年9月 阪神高速サービス(株) 取締役(現在) 平成22年9月 阪神高速パトロール(株) 社外取締役(現在) 平成22年9月 阪神高速トール大阪(株) 社外取締役(現在) 平成22年9月 阪神高速トール神戸(株) 社外取締役(現在)	(注4)	—
常務取締役	執行役員	川本 清	昭和25年1月5日生	昭和49年4月 大阪市入庁 平成12年4月 同市港湾局副理事(大阪港埠頭 公社出向) 平成16年4月 同市港湾局企画振興部長 平成17年4月 同市港湾局計画整備部長 平成19年4月 同市港湾局長 平成22年6月 当社常務取締役(現在)	(注3)	—
取締役	執行役員	林部 史明	昭和30年1月4日生	昭和53年4月 建設省入省 平成16年7月 国土交通省道路局総務課長 平成17年7月 同 大臣官房付(兼)大臣官房 道路関係四公団民営化関係組織 設立準備室 平成17年10月 独立行政法人日本高道路保有・ 債務返済機構総務部長 平成19年7月 国土交通省大臣官房政策評価審 議官(兼)大臣官房秘書室長 平成20年7月 同 関東地方整備局副局長 平成22年8月 同 大臣官房付 平成22年9月 当社取締役(現在)	(注4)	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
監査役 (常勤)	—	飯島 久司	昭和30年9月25日生	昭和53年4月 警察庁入庁 平成15年8月 三重県警察本部長 平成17年3月 警察大学校教務部長 平成18年7月 広島県警察本部長 平成20年3月 警察共済組合本部理事 平成21年2月 科学警察研究所副所長・法科学 研修所長事務取扱 平成22年9月 当社監査役(現在)	(注5)	—
監査役 (非常勤)	—	楠 守雄	昭和21年11月4日生	昭和45年4月 (株)神戸銀行入行 平成16年4月 (株)三井住友銀行専務取締役 兼専務執行役員 平成17年6月 (株)三井住友フィナンシャル グループ取締役副社長 平成18年6月 同社常任監査役 (株)三井住友銀行非常勤監査 役 平成19年6月 神戸土地建物(株)代表取締役 社長 平成22年6月 神戸土地建物(株)代表取締役 会長(現在) 平成22年6月 当社監査役(現在)	(注6)	—
監査役 (非常勤)	—	丸岡 耕平	昭和24年3月8日生	昭和46年4月 大阪府入庁 平成14年4月 同府交通道路室長 平成15年4月 同府土木部技監 平成17年4月 同府土木部長 平成18年4月 同府都市整備部長 平成19年4月 大阪府道路公社理事長 平成19年7月 当社常務取締役 平成22年6月 同 常勤監査役 平成22年9月 同 監査役(現在)	(注6)	—
計						—

- (注) 1. 監査役飯島 久司及び監査役楠 守雄は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 上記のとおり常務取締役及び取締役が執行役員を兼務するほか、以下の執行役員を置いております。
- 執行役員 浅野 博司  
執行役員 南庄 淳  
執行役員 網谷 喜明
3. 平成22年6月29日開催の定時株主総会における選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 平成22年9月3日の就任時から他の取締役の任期の満了すべき時までであります。なお、他の取締役の任期は、平成22年6月29日開催の定時株主総会における選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 平成22年9月3日の就任時から退任した監査役の任期の満了すべき時までであります。なお、退任した監査役の任期は、平成22年6月29日開催の定時株主総会における選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
6. 平成22年6月29日開催の定時株主総会における選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### (1) 当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、当社グループを取り巻く全てのステークホルダーから信頼される企業グループであり続けるため、コーポレート・ガバナンスの充実を最重要課題の一つと位置付けております。

具体的には、経営の意思決定、業務執行及び監督さらにはグループの統制、情報開示などについて適正な体制を整備し、経営の健全性、効率性及び透明性の確保に努めております。

#### (2) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

##### ① 会社の機関の基本説明

当社の取締役会は、社内取締役6名で構成され、原則として毎月1回開催し、法令及び定款に規定するもののほか、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督を行っております。

当社の業務執行に関しては、代表取締役社長の指揮及び監督の下、会社の業務執行を担当する8名の執行役員（うち5名は取締役が兼務）を取締役に選任し、業務を分担管理しております。

また、重要な経営課題への迅速かつ適切な対応を図るため、常設の会議体として、経営責任者会議及び重要案件会議を設置、経営責任者会議は、原則として毎月2回開催し、経営における重要課題及び基本戦略に関する会社内への周知徹底、情報の共有化、意見交換等を図り、重要案件会議は、適宜開催し、経営に大きな影響を及ぼす可能性のある重要な経営課題の把握、解決方法の検討等を行っております。

なお、当社は、コンプライアンスに関する重要事項に関し必要な調査及び審議を行うために、コンプライアンス委員会を設けております。同委員会は、委員の半数を弁護士等の社外の有識者で構成し、専門性の補強と客観性の確保に努めております。

当社は、監査役制度を採用しており、監査役3名のうち2名は社外監査役であります。

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席する等により、取締役の職務執行の監査を行っており、監査役会規程に則り、月1回開催を原則として、必要に応じ随時監査役会を開催し、監査実施のために必要な決議を行うとともに、監査実施状況の報告等を行っております。

##### ② 会社の内部統制システムの整備状況

当社は、内部統制システムの整備に関する基本的な考え方として、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制」を定め、この体制に掲げる内部統制システムを整備し、運用しております。

###### (a) コンプライアンス推進に関する体制

取締役会決定、阪神高速道路株式会社コンプライアンス基本方針その他社内規則に基づき、阪神高速道路株式会社コンプライアンス委員会、コンプライアンス社内推進委員会、社員相談・通報体制の運用を通じて、コンプライアンスに関する推進体制を整備し、社内のコンプライアンスの推進を図っております。

特に、契約からの暴力団等の排除その他反社会的勢力による不当要求等への対応については、警察等関係機関と連携を図りつつ、社内規則に基づき、着実に取組みを進めております。

###### (b) 個人情報の保護に関する体制

社内規則に基づき、個人情報及びE T Cシステムにおける個人情報の適切な取扱いを行うための体制の運用を通じて、個人情報の保護を図っております。

###### (c) 公正な入札の実施に関する体制

社内規則に基づき、阪神高速道路株式会社入札監視委員会、公正入札調査委員会など入札の公正性を保つための体制の運用を通じて、公正な入札の実施運用を図っております。

###### (d) 内部監査に関する体制

阪神高速道路株式会社組織規程、阪神高速道路株式会社内部監査規程に基づき、監査室を始めとする内部監査に関する体制の運用を通じて、会社の業務の適正性、効率性の確保、向上等を図っております。

###### (e) 文書管理及び情報セキュリティ対策に関する体制

社内規則に基づき、文書（取締役の職務の執行に係る文書を含む。）の作成、保存等の管理に関する体制、情報セキュリティ委員会その他の全社的な情報セキュリティマネジメント体制（文書、E T Cシステムのセキュリティに関する体制を含む。）の運用を通じて、適切な情報の保存、管理等の推進を図っております。

(f) リスク管理に関する体制

全社的なマネジメント体制の下、リスクの体系的把握・評価に努め、担当部門により対策を講ずるとともに、経営に重要な影響を与えるリスクを特定し、それらを継続的に把握管理するための体制を運用しております。

特に、災害、システムダウン等への対応については、社内規則等に基づき体制を整備しつつ、事業継続計画（BCP）及びマニュアル等の着実な運用を図るとともに、想定される様々な災害等のリスクに対する取組みを進めております。

(g) 取締役の業務執行に関する体制

取締役の職務に関する規程、執行役員の業務分担を定める規程に基づき、各取締役及び取締役会で選任された執行役員において、業務を効率的に分担管理しております。

また、中期経営計画の達成に向けて、担当部門毎に年度毎及び中期の経営計画を策定し、その進捗状況を評価する経営計画・実績評価制度を運用することにより、着実に効率的な業務推進を図っております。

(h) 子会社の管理に関する体制

社内規則に基づき、子会社に対する指導、調整、協力及び調査等（監査室による監査を含む。）の体制管理の運用を通じて、子会社を含めたグループ全体の経営効率の向上、業務の円滑化、適正化を図っております。

(i) 監査役の職務を補助すべき使用人及びその使用人の取締役からの独立性に関する体制

監査役室に専属の使用人を配置したうえで、監査役又は監査役会の指示に従い監査業務を補助させております。

監査役は監査役室に属する専属の使用人の人事異動について、事前に総務人事担当執行役員から報告を受けるとともに、必要がある場合には、理由を付して当該人事異動につき変更を総務人事担当執行役員に申し入れることができるものとしております。また、当該使用人を懲戒に処する場合には、総務人事担当執行役員はあらかじめ監査役会の承諾を得るものとしております。

(j) 監査役への報告等に関する体制

取締役会のほか、経営責任者会議、重要案件会議その他の重要な会議への出席により、監査役による取締役の意思決定の過程及び業務の執行状況を把握する体制を確保しております。

また、監査役会との協議による「取締役が監査役会に報告すべき事項」に基づく重大な事項の報告、文書回付等の体制の運用を通じて、監査役へ適時適切な情報提供を実施しております。

さらに、代表取締役と監査役は、定期的に会合をもち、経営方針を確認するとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行うことにより、相互認識と信頼関係を深め、監査役監査の実効性確保に努めております。

③ 内部監査及び監査役監査の状況

当社は、内部監査部門として監査室を設置し、5名のスタッフを置いて社内規程に基づき内部監査を実施しております。監査結果は社長まで報告されます。

監査役は、監査役会において定めた監査の方針、監査計画、監査の方法等に従い、取締役会への出席、取締役等からの説明聴取や重要な決裁書類等の閲覧、業務及び財産の状況の調査等により厳正な監査を実施しております。また、当社は、監査役会の庶務その他監査役の職務補助担当の専属組織として監査役室を設けて、4名のスタッフを置いております。監査役スタッフについては、業務執行部門との兼務を行わないこととするとともに、その人事異動については監査役と協議することとしており、取締役からの独立性を確保しております。

監査役監査の有効性に資するよう、内部監査及び会計監査人による会計監査は、それぞれの立場で、監査結果の意見交換等により監査役監査との連係に努めております。また、取締役又は使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項を速やかに報告するとともに、内部監査の実施状況、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報の状況を随時に報告することとしております。

④ 会計監査の状況

当社の公認会計士監査は新日本有限責任監査法人を選任しております。期末に偏ることなく期中にも監査が実施され、必要なデータはすべて提供し、正確で監査し易い環境を整備しております。なお、当事業年度において業務を遂行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名並びに会計監査業務に係わる補助者の構成については下記のとおりであります。

業務を遂行した公認会計士の氏名	所属する監査法人名
指定有限責任社員 市田 龍	新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 林 由佳	新日本有限責任監査法人

- (注) 1. 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。  
2. 監査業務に係わる補助者の構成は、公認会計士6名及びその他10名で構成されております。

⑤ 社外監査役と提出会社との人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係について  
当社の社外監査役2名と当社とは、特段の利害関係はありません。

(3) 取締役及び監査役に対する役員報酬に対する報酬

	年間報酬総額 (百万円)
取締役 (10名)	115
監査役 (6名)	23
(うち社外監査役 (5名))	(16)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成17年9月27日開催の創立総会において年額200百万円以内と決議されております。  
2. 監査役の報酬限度額は、平成17年9月27日開催の創立総会において年額70百万円以内と決議されております。  
3. 当事業年度末日の人員は、取締役6名、監査役3名であり、支給人員との相違は当該事業年度中における取締役4名及び監査役3名の退任によるものです。  
4. 年間報酬総額には、役員退職慰労引当金の繰入額5百万円を含めております。  
5. 上記のほか、平成22年6月29日開催の定時株主総会決議及び平成22年9月3日開催の臨時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。  
退任取締役 4名 28百万円  
退任監査役 1名 6百万円  
なお、これらの金額には、当事業年度及び過年度において開示した役員退職慰労金引当金の繰入額(取締役4名に対し28百万円、監査役1名に対し6百万円)が含まれています。

(4) リスク管理体制の整備状況

当社は、高速道路事業という高い公共性を有する事業を営む企業として事故・災害等の発生に備えて、交通管制部門を24時間体制にするなど、迅速かつ適切な対応ができる体制を整えております。

事業遂行上の各種リスクについては、それぞれの担当部署において対策を講じるとともに、経営に与える影響の大きい重要なリスクのマネジメントについては、重要経営課題と位置づけ取り組んでおります。

具体的には、当社を取り巻く各種リスクについて体系的に評価し、その上で経営に重要な影響を与えるリスクを特定し、それらを継続的に把握管理するため、リスク対策状況についてモニタリングを行う「リスクマネジメント体制」を構築するとともに、リスクに対する社員の啓発・教育活動を実施しています。

(5) 連結会社の企業統治に関する事項

当社グループ会社の経営管理に関する社内規則を制定するなど、当社グループの企業価値の最大化を推進する体制を整えております。

(6) 取締役の定数

当社は、取締役の定数を10名以内とする旨を定款に定めております。

(7) 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

また、取締役の選任決議について、累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

さらに、取締役の解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

(8) 取締役会において決議することができる株主総会決議事項

① 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に、中間配当を支払うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を目的とするものであります。

② 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項に定める取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役の職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。

(9) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(10) 責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役及び社外監査役の損害賠償責任を、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度額として限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

有価証券報告書提出日現在、当該契約は締結されていません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	39,835	—	38,500	—
連結子会社	—	—	—	—
計	39,835	—	38,500	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。



## 第5【経理の状況】

### 1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」といいます。）に準拠し、「高速道路事業等会計規則」（平成17年国土交通省令第65号）に準じて作成しております。

なお、前連結会計年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」といいます。）第2条の規定に基づき、同規則及び「高速道路事業等会計規則」（平成17年国土交通省令第65号）により作成しております。

なお、前事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び当連結会計年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び当事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

### 3. 連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、監査法人等の行う研修に計画的に参加しております。

1 【連結財務諸表等】  
 (1) 【連結財務諸表】  
 ① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	11,694	44,464
高速道路事業営業未収入金	—	17,890
未収入金	25,786	7,470
未取還付法人税等	7	7
未取消費税等	488	39
有価証券	27,235	364
仕掛道路資産	182,397	159,862
原材料及び貯蔵品	199	178
受託業務前払金	14,089	15,899
繰延税金資産	411	502
その他	2,064	3,032
貸倒引当金	△9	△13
流動資産合計	264,366	249,700
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	22,000	23,392
減価償却累計額	△4,763	△5,907
建物及び構築物（純額）	17,236	17,484
機械装置及び運搬具	39,325	40,749
減価償却累計額	△14,198	△19,028
機械装置及び運搬具（純額）	25,126	21,721
土地	5,114	5,056
リース資産	662	970
減価償却累計額	△118	△254
リース資産（純額）	544	716
建設仮勘定	974	1,013
その他	910	1,002
減価償却累計額	△421	△552
その他（純額）	489	450
有形固定資産合計	49,485	46,442
無形固定資産		
ソフトウェア	1,340	1,122
その他	5	5
無形固定資産合計	1,346	1,128
投資その他の資産		
投資有価証券	*1 866	*1 1,416
繰延税金資産	318	360
その他	942	959
貸倒引当金	△114	△30
投資その他の資産合計	2,013	2,706
固定資産合計	52,845	50,277
資産合計	*2 317,211	*2 299,978

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	—	26,808
未払金	21,747	10,769
短期借入金	6,150	200
1年以内返済予定長期借入金	29,598	11,454
リース債務	99	155
未払法人税等	2,170	1,601
未払消費税等	104	2,286
受託業務前受金	14,213	15,969
前受金	684	670
賞与引当金	1,214	1,279
回数券払戻引当金	422	312
その他	※4 978	※4 830
流動負債合計	77,384	72,338
固定負債		
道路建設関係社債	※2 95,289	※2 84,003
道路建設関係長期借入金	83,066	79,922
長期借入金	5,866	5,300
リース債務	445	544
繰延税金負債	107	104
退職給付引当金	17,793	18,407
役員退職慰労引当金	97	68
ETCマイレージサービス引当金	685	724
負ののれん	1,301	926
その他	785	759
固定負債合計	205,438	190,761
負債合計	282,822	263,099
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	10,000	10,000
利益剰余金	12,484	16,852
株主資本合計	32,484	36,852
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	18	26
その他の包括利益累計額合計	18	26
少数株主持分	1,886	—
純資産合計	34,389	36,878
負債・純資産合計	317,211	299,978

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】  
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
営業収益	178,233	250,778
営業費用		
道路資産賃借料	113,711	116,050
高速道路等事業管理費及び売上原価	53,904	※1 124,436
販売費及び一般管理費	※2 6,239	※1, ※2 6,870
営業費用合計	173,855	247,356
営業利益	4,377	3,421
営業外収益		
受取利息	39	26
受取配当金	4	2
違約金収入	26	—
土地物件貸付料	44	40
寄付金収入	252	397
原因者負担収入	13	12
保険解約返戻金	136	—
負ののれん償却額	346	374
持分法による投資利益	57	170
その他	154	225
営業外収益合計	1,074	1,250
営業外費用		
支払利息	155	82
偽造ハイウェイカード損失	2	1
デリバティブ評価損	—	45
その他	56	19
営業外費用合計	213	148
経常利益	5,238	4,523
特別利益		
固定資産売却益	※3 1	※3 26
投資有価証券売却益	4	27
投資有価証券償還益	—	0
出資金償還益	—	128
回数券払戻引当金戻入額	241	94
負ののれん発生益	—	1,756
仕掛道路資産修正益	—	110
免税事業者消費税等	223	—
特別利益合計	470	2,144

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
特別損失		
固定資産売却損	※4 104	※4 0
固定資産除却費	※5 49	※5 59
投資有価証券評価損	10	17
投資有価証券売却損	10	1
投資有価証券償還損	—	11
デリバティブ評価損	—	15
減損損失	※6 250	※6 661
特別損失合計	426	767
税金等調整前当期純利益	5,282	5,901
法人税、住民税及び事業税	2,264	1,694
過年度法人税等	57	60
法人税等調整額	△225	△135
法人税等合計	2,096	1,619
少数株主損益調整前当期純利益	—	4,281
少数株主利益又は少数株主損失 (△)	138	△87
当期純利益	3,047	4,368

## 【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	—	4,281
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	—	△12
持分法適用会社に対する持分相当額	—	△1
その他の包括利益合計	—	※2 △13
包括利益	—	※1 4,267
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	—	4,376
少数株主に係る包括利益	—	△108

## ③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
<b>株主資本</b>				
<b>資本金</b>				
前期末残高		10,000		10,000
当期変動額				
当期変動額合計		—		—
当期末残高		10,000		10,000
<b>資本剰余金</b>				
前期末残高		10,000		10,000
当期変動額				
当期変動額合計		—		—
当期末残高		10,000		10,000
<b>利益剰余金</b>				
前期末残高		9,436		12,484
当期変動額				
当期純利益		3,047		4,368
当期変動額合計		3,047		4,368
当期末残高		12,484		16,852
<b>株主資本合計</b>				
前期末残高		29,436		32,484
当期変動額				
当期純利益		3,047		4,368
当期変動額合計		3,047		4,368
当期末残高		32,484		36,852
<b>その他の包括利益累計額</b>				
<b>その他有価証券評価差額金</b>				
前期末残高		△0		18
当期変動額				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		18		8
当期変動額合計		18		8
当期末残高		18		26
<b>その他の包括利益累計額合計</b>				
前期末残高		△0		18
当期変動額				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		18		8
当期変動額合計		18		8
当期末残高		18		26

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
<b>少数株主持分</b>		
前期末残高	2,006	1,886
<b>当期変動額</b>		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△119	△1,886
当期変動額合計	△119	△1,886
当期末残高	1,886	—
<b>純資産合計</b>		
前期末残高	31,442	34,389
<b>当期変動額</b>		
当期純利益	3,047	4,368
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△100	△1,878
当期変動額合計	2,946	2,489
当期末残高	34,389	36,878



## ④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	5,282	5,901
減価償却費	7,165	7,337
減損損失	250	661
負ののれん償却額	△346	△374
負ののれん発生益	—	△1,756
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	0	△80
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	362	613
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	27	△29
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△24	64
回数券払戻引当金の増減額 (△は減少)	△262	△110
ETCマイレージサービス引当金の増減額 (△は減少)	△86	38
受取利息	△39	△26
受取配当金	△4	△2
支払利息	155	82
固定資産売却損益 (△は益)	103	△26
固定資産除却費	49	59
投資有価証券評価損益 (△は益)	10	17
投資有価証券売却損益 (△は益)	6	△26
投資有価証券償還損益 (△は益)	—	11
デリバティブ評価損益 (△は益)	—	61
出資金償還損益 (△は益)	—	△128
持分法による投資損益 (△は益)	△57	△170
売上債権の増減額 (△は増加)	1,633	397
たな卸資産の増減額 (△は増加)	※2 △36,825	※2 22,555
仕入債務の増減額 (△は減少)	△189	7,765
未払又は未収消費税等の増減額	△570	2,630
その他	995	7,653
小計	△22,359	53,118
利息及び配当金の受取額	42	33
利息の支払額	△1,443	△1,239
法人税等の支払額	△1,913	△2,318
営業活動によるキャッシュ・フロー	△25,674	49,594

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
固定資産の取得による支出	△10,319	△4,113
固定資産の売却による収入	1,974	55
固定資産の除却による支出	△38	△49
投資有価証券の取得による支出	△40	△754
投資有価証券の売却による収入	91	117
有価証券の償還による収入	100	750
定期預金の預入による支出	△100	—
定期預金の払戻による収入	210	—
子会社株式の取得による支出	△134	△20
事業譲受による収入	7	—
その他	—	215
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△8,248</b>	<b>△3,799</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	6,150	△5,950
長期借入れによる収入	18,340	22,516
長期借入金の返済による支出	※2 △10,682	※2 △44,369
道路建設関係社債発行による収入	28,479	25,000
道路建設関係社債償還による支出	—	※2 △36,312
リース債務の返済による支出	△78	△138
少数株主への配当金の支払額	△1	△0
その他	△68	△68
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>42,137</b>	<b>△39,323</b>
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	8,214	6,470
現金及び現金同等物の期首残高	29,768	37,983
現金及び現金同等物の期末残高	※1 37,983	※1 44,453

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

<p>前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)</p>
<p>1 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社の数 8社 連結子会社の名称 阪神高速サービス(株) 阪神高速技術(株) 阪神高速パトロール(株) 阪神高速トール大阪(株) 阪神高速トール神戸(株) 阪神高速技研(株) (株)高速道路開発 (株)コーベックス</p> <p>なお、阪神高速技研(株)については、平成21年4月1日付で、(株)ハイウェイ技研より阪神高速技研(株)に商号変更しております。</p> <p>また、(株)コーベックスについては、平成22年3月1日付で(株)高速道路開発と合併したため、合併期日までの損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書を連結しております。</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称 該当事項はありません。</p>	<p>1 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社の数 7社 連結子会社の名称 阪神高速サービス(株) 阪神高速技術(株) 阪神高速パトロール(株) 阪神高速トール大阪(株) 阪神高速トール神戸(株) 阪神高速技研(株) (株)高速道路開発</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称 同左</p>
<p>2 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法適用の関連会社数 6社 関連会社の名称 (株)情報技術 (株)テクノ阪神 内外構造(株) (株)ハイウェイ管制 阪神施設工業(株) 阪神施設調査(株)</p> <p>(2) 持分法を適用していない主要な非連結子会社等の名称 該当事項はありません。</p>	<p>2 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法適用の関連会社数 6社 関連会社の名称 同左</p> <p>(2) 持分法を適用していない主要な非連結子会社等の名称 該当事項はありません。 (会計方針の変更) 当連結会計年度より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成20年3月10日)を適用しております。 これにより損益に与える影響は軽微であります。</p>
<p>3 連結子会社の事業年度等に関する事項 全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。</p>	<p>3 連結子会社の事業年度等に関する事項 同左</p>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)</p>						
<p>4 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券          その他有価証券          (時価のあるもの)          決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。</p> <p>(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)          (時価のないもの)          移動平均法による原価法によっております。</p> <p>② デリバティブ          時価法によっております。</p> <p>③ たな卸資産          評価基準は主として原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。</p> <p>仕掛道路資産          個別法を採用しております。</p> <p>なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。</p> <p>また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。</p> <p>原材料及び貯蔵品          主として個別法を採用しております。</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産(リース資産を除く)          当社は定額法、連結子会社は定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備は除く)は定額法)を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>5～60年</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>5～17年</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5～10年</td> </tr> </table> <p>また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。</p> <p>② 無形固定資産(リース資産を除く)          定額法を採用しております。</p> <p>なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。</p>	建物及び構築物	5～60年	機械装置及び運搬具	5～17年	その他	5～10年	<p>4 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券          その他有価証券          (時価のあるもの)          決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。</p> <p>(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>② デリバティブ          同左</p> <p>③ たな卸資産          同左</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産(リース資産を除く)          同左</p> <p>② 無形固定資産(リース資産を除く)          同左</p>
建物及び構築物	5～60年						
機械装置及び運搬具	5～17年						
その他	5～10年						

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)</p>
<p>③ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(3) 繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 支出時に全額費用処理しております。</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>② 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。</p> <p>③ 回数券払戻引当金 回数通行券の廃止に伴う払戻に備えるため、販売実績、使用実績及び払戻実績等に基づいて算出した発生見込額を計上しております。</p> <p>④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、過去勤務債務は、その発生時に一括費用処理することとしており、数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌期から費用処理することとしております。 また、連結子会社においては、退職給付債務の見込額は簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）を採用しております。 (会計方針の変更) 当連結会計年度より、「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号平成20年7月31日）を適用しております。 なお、これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。 また、本会計基準の適用に伴い発生する退職給付債務の差額の未処理残高はありません。</p> <p>⑤ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。</p>	<p>③ リース資産 同左</p> <p>(3) 繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 支出時に償却しております。</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>② 賞与引当金 同左</p> <p>③ 回数券払戻引当金 同左</p> <p>④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、過去勤務債務は、その発生時に一括費用処理することとしており、数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌期から費用処理することとしております。 また、連結子会社においては、退職給付債務の見込額は簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）を採用しております。</p> <p>⑤ 役員退職慰労引当金 同左</p>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)</p>
<p>⑥ ETCマイレージサービス引当金 ETCマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しております。</p> <p>(5) 重要な収益及び費用の計上基準 完成工事高及び完成工事原価の計上基準 道路資産完成高 工事完成基準を適用しております。 受託業務収入 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。 (会計方針の変更) 受託業務収入の計上基準については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、当連結会計年度より、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を適用し、当連結会計年度の期首に存在する工事契約を含むすべての工事契約において当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。 これにより、営業収益は8,595百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ200百万円増加しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>(6) _____</p> <p>(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。</p>	<p>⑥ ETCマイレージサービス引当金 同左</p> <p>(5) 重要な収益及び費用の計上基準 完成工事高及び完成工事原価の計上基準 道路資産完成高 工事完成基準を適用しております。 受託業務収入 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。</p> <p>(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p> <p>(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 同左</p>
<p>5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 全面時価評価法を採用しております。</p>	<p>5 _____</p>
<p>6 のれん及び負ののれんの償却に関する事項 のれん及び負ののれんは、発生年度より実質的判断による年数の見積りが可能なものについてはその見積年数で、その他については5年間で定額法により償却しております。ただし、金額が僅少なものについては、発生年度に全額償却しております。</p>	<p>6 _____</p>

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
7 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	7 _____

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
	(資産除去債務に関する会計基準の適用) 当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより損益に与える影響は軽微であります。
	(企業結合に関する会計基準等の適用) 当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正」(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。

【表示方法の変更】

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
	(連結貸借対照表) 1 前連結会計年度まで「未収入金」に含めて表示しておりました「高速道路事業営業未収入金」については、当連結会計年度より区分掲記しております。 なお、前連結会計年度の「高速道路事業営業未収入金」は23,908百万円であります。 2 前連結会計年度まで「未払金」に含めて表示しておりました「高速道路事業営業未払金」については、当連結会計年度より区分掲記しております。 なお、前連結会計年度の「高速道路事業営業未払金」は17,937百万円であります。
	(連結損益計算書) 1 前連結会計年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「デリバティブ評価損」は、当連結会計年度において、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、区分掲記しております。 なお、前連結会計年度における「デリバティブ評価損」の金額は4百万円であります。 2 当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目で表示しております。



【追加情報】

<p>前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)</p>
<p>—————</p>	<p>当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用しております。ただし、「その他の包括利益累計額」及び「その他の包括利益累計額合計」の前連結会計年度の金額は、「評価・換算差額等」及び「評価・換算差額等合計」の金額を記載しております。</p>

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)
<p>※1 関連会社に対するものは、次のとおりであります。 投資有価証券(株式) 73百万円</p> <p>※2 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法第8条の規定に基づき、当社の総財産を道路建設関係社債95,289百万円(額面95,500百万円)の一般担保に供しております。</p> <p>3 偶発債務 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 (独) 日本高速道路保有・債務返済機構 597,630百万円</p> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 (独) 日本高速道路保有・債務返済機構 16,107百万円</p> <p>なお、上記引渡しにより道路建設関係長期借入金が7,005百万円減少しております。</p> <p>※4 企業結合に係る特定勘定 当社の連結子会社である阪神高速サービス(株)が、社団法人阪神有料道路サービス協会からスルーウェイカード提携事業及び広報受託事業等を譲受けたのに伴い、譲受時に見込まれた広告宣伝費支出見込残高76百万円が、企業結合に係る特定勘定として、流動負債「その他」に計上されております。</p>	<p>※1 関連会社に対するものは、次のとおりであります。 投資有価証券(株式) 245百万円</p> <p>※2 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法第8条の規定に基づき、当社の総財産を道路建設関係社債84,003百万円(額面84,160百万円)の一般担保に供しております。</p> <p>3 偶発債務 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 (独) 日本高速道路保有・債務返済機構 582,630百万円</p> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 (独) 日本高速道路保有・債務返済機構 50,169百万円</p> <p>なお、上記引渡しにより道路建設関係社債が36,312百万円、道路建設関係長期借入金が40,692百万円それぞれ減少しております。</p> <p>※4 企業結合に係る特定勘定 当社の連結子会社である阪神高速サービス(株)が、社団法人阪神有料道路サービス協会からスルーウェイカード提携事業及び広報受託事業等を譲受けたのに伴い、譲受時に見込まれた広告宣伝費支出見込残高29百万円が、企業結合に係る特定勘定として、流動負債「その他」に計上されております。</p>

## (連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1	
※2 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。	※2 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。
役員報酬 347百万円	役員報酬 344百万円
役員退職慰労引当金繰入額 26百万円	役員退職慰労引当金繰入額 19百万円
給与手当 1,348百万円	給与手当 1,468百万円
賞与引当金繰入額 128百万円	賞与引当金繰入額 165百万円
退職給付費用 189百万円	退職給付費用 196百万円
減価償却費 541百万円	減価償却費 409百万円
地代家賃 295百万円	地代家賃 258百万円
租税公課 274百万円	租税公課 271百万円
E T Cマイレージサービス引当金繰入額 685百万円	E T Cマイレージサービス引当金繰入額 724百万円
利用促進費 1,191百万円	利用促進費 1,544百万円
※3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。	※3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。
土地 1百万円	建物及び構築物 0百万円
計 1百万円	機械装置及び運搬具 1百万円
	その他(工具、器具及び備品) 0百万円
	土地 23百万円
	計 26百万円
※4 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。	※4 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。
土地 104百万円	建物及び構築物 0百万円
計 104百万円	機械装置及び運搬具 0百万円
	計 0百万円
※5 固定資産除却費の内容は次のとおりであります。	※5 固定資産除却費の内容は次のとおりであります。
建物及び構築物 46百万円	建物及び構築物 54百万円
機械装置及び運搬具 0百万円	機械装置及び運搬具 2百万円
その他(工具、器具及び備品) 2百万円	その他(工具、器具及び備品) 1百万円
その他(無形固定資産) 0百万円	ソフトウェア 0百万円
計 49百万円	計 59百万円

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)				当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)			
※6 減損損失 当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。				※6 減損損失 当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。			
用途	種類	場所	計上額	用途	種類	場所	計上額
休憩所施設	建物及び構築物	大阪市西淀川区ほか	132百万円	休憩所施設	建物及び構築物	大阪市西淀川区ほか	345百万円
	その他(工具、器具及び備品)		5百万円		機械装置及び運搬具		20百万円
	建設仮勘定		106百万円		その他(工具、器具及び備品)		11百万円
遊休不動産	土地	堺市堺区	7百万円		ソフトウェア		2百万円
(合計)			250百万円	(合計)			661百万円
(資産のグルーピング) 資産のグルーピングは管理会計上の区分を基礎として以下のように決定しております。 ① 高速道路事業に使用している固定資産は、すべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、全体を一つの資産グループとしております。 ② ①以外の事業用固定資産については、原則として事業管理単位毎としております。 ③ それ以外の固定資産については、原則として個別の資産毎としております。				(資産のグルーピング) 同左			
休憩所施設 (減損損失を認識するに至った経緯) 休憩所別の営業損益が継続してマイナスとなった休憩所施設につき、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。 (回収可能価額の算定方法) 使用価値をもって回収可能価額を測定しております。 なお、減損対象となった資産については、いずれも将来キャッシュ・フローの見積額がマイナスであるため、使用価値は零と評価しております。				休憩所施設 (減損損失を認識するに至った経緯) 同左 (回収可能価額の算定方法) 同左			
遊休不動産 (減損損失を認識するに至った経緯) 将来の使用が見込まれていない遊休の土地に関して、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。 (回収可能価額の算定方法) 正味売却価額をもって回収可能価額を測定しており、正味売却価額は当該遊休資産の売却予定額等に基づいて評価しております。				遊休不動産 (減損損失を認識するに至った経緯) 将来の使用が見込まれていない遊休不動産に関して、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。 (回収可能価額の算定方法) 同左			

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

※1	当連結会計年度の直前連結会計年度における包括利益	
	親会社株主に係る包括利益	3,066百万円
	少数株主に係る包括利益	159百万円
	計	3,226百万円
※2	当連結会計年度の直前連結会計年度におけるその他の包括利益	
	その他有価証券評価差額金	36百万円
	持分法適用会社に対する持分相当額	4百万円
	計	40百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度増 加株式数(千株)	当連結会計年度減 少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	20,000	—	—	20,000
合計	20,000	—	—	20,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度増 加株式数(千株)	当連結会計年度減 少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	20,000	—	—	20,000
合計	20,000	—	—	20,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

## (連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)																
<p>※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年3月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">11,694百万円</td> </tr> <tr> <td>取得日から3ヶ月以内に償還される短期投資(有価証券勘定)</td> <td style="text-align: right;">26,400百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金等</td> <td style="text-align: right;">△111百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">37,983百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	11,694百万円	取得日から3ヶ月以内に償還される短期投資(有価証券勘定)	26,400百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金等	△111百万円	現金及び現金同等物	37,983百万円	<p>※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年3月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">44,464百万円</td> </tr> <tr> <td>取得日から3ヶ月以内に償還される短期投資(有価証券勘定)</td> <td style="text-align: right;">100百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金等</td> <td style="text-align: right;">△111百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">44,453百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	44,464百万円	取得日から3ヶ月以内に償還される短期投資(有価証券勘定)	100百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金等	△111百万円	現金及び現金同等物	44,453百万円
現金及び預金勘定	11,694百万円																
取得日から3ヶ月以内に償還される短期投資(有価証券勘定)	26,400百万円																
預入期間が3ヶ月を超える定期預金等	△111百万円																
現金及び現金同等物	37,983百万円																
現金及び預金勘定	44,464百万円																
取得日から3ヶ月以内に償還される短期投資(有価証券勘定)	100百万円																
預入期間が3ヶ月を超える定期預金等	△111百万円																
現金及び現金同等物	44,453百万円																
<p>※2 債務引受けによる道路建設関係長期借入金の減少額、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額△36,825百万円には、特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属したたな卸資産の額7,018百万円が含まれ、また、財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出△10,682百万円には、機構法第15条第1項の規定により機構が行った債務引受の額7,005百万円が含まれております。</p>	<p>※2 財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出△44,369百万円には、機構法第15条第1項の規定により機構が行った債務引受の額△40,692百万円が含まれております。また、道路建設関係社債償還による支出△36,312百万円は、同規定により機構が行った債務引受の額であります。</p> <p>以上の債務引受けに伴い、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額22,555百万円には、特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属したたな卸資産の額74,052百万円が含まれております。</p>																

## (リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)																																																												
<p>1 ファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース資産の内容</p> <p>高速道路事業における維持管理用車両、その他の事業における駐車場設備 (構築物) 及び事務用機器であります。</p> <p>(2) リース資産の減価償却の方法</p> <p>連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>「4 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: center;">40</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: center;">24</td> </tr> <tr> <td>その他 (工具、器具及び備品)</td> <td style="text-align: center;">115</td> <td style="text-align: center;">71</td> <td style="text-align: center;">43</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td style="text-align: center;">26</td> <td style="text-align: center;">23</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">182</td> <td style="text-align: center;">110</td> <td style="text-align: center;">71</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年以内</td> <td style="text-align: right;">32百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">43百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">76百万円</td> </tr> </table> <p>③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">49百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">41百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">6百万円</td> </tr> </table> <p>④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法</p> <p>減価償却費相当額の算定方法</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>利息相当額の算定方法</p> <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	機械装置及び運搬具	40	15	24	その他 (工具、器具及び備品)	115	71	43	ソフトウェア	26	23	3	合計	182	110	71	1年以内	32百万円	1年超	43百万円	合計	76百万円	支払リース料	49百万円	減価償却費相当額	41百万円	支払利息相当額	6百万円	<p>1 ファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース資産の内容</p> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>(2) リース資産の減価償却の方法</p> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: center;">40</td> <td style="text-align: center;">22</td> <td style="text-align: center;">17</td> </tr> <tr> <td>その他 (工具、器具及び備品)</td> <td style="text-align: center;">59</td> <td style="text-align: center;">36</td> <td style="text-align: center;">23</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">99</td> <td style="text-align: center;">58</td> <td style="text-align: center;">40</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年以内</td> <td style="text-align: right;">18百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">24百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">42百万円</td> </tr> </table> <p>③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">33百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">28百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">2百万円</td> </tr> </table> <p>④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法</p> <p>減価償却費相当額の算定方法</p> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>利息相当額の算定方法</p> <p style="text-align: center;">同左</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	機械装置及び運搬具	40	22	17	その他 (工具、器具及び備品)	59	36	23	合計	99	58	40	1年以内	18百万円	1年超	24百万円	合計	42百万円	支払リース料	33百万円	減価償却費相当額	28百万円	支払利息相当額	2百万円
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																										
機械装置及び運搬具	40	15	24																																																										
その他 (工具、器具及び備品)	115	71	43																																																										
ソフトウェア	26	23	3																																																										
合計	182	110	71																																																										
1年以内	32百万円																																																												
1年超	43百万円																																																												
合計	76百万円																																																												
支払リース料	49百万円																																																												
減価償却費相当額	41百万円																																																												
支払利息相当額	6百万円																																																												
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																										
機械装置及び運搬具	40	22	17																																																										
その他 (工具、器具及び備品)	59	36	23																																																										
合計	99	58	40																																																										
1年以内	18百万円																																																												
1年超	24百万円																																																												
合計	42百万円																																																												
支払リース料	33百万円																																																												
減価償却費相当額	28百万円																																																												
支払利息相当額	2百万円																																																												



前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)																								
<p>2 オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <p>① 道路資産の未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">139,125百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">8,244,773百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">8,383,898百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 道路資産の未経過リース料の金額は変動する場合があります。当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされております。</p> <p>2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入-加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額-実績料金収入)が減算されることとなっております。</p> <p>② 道路資産以外の未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">33百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">134百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">167百万円</td> </tr> </table>	1年以内	139,125百万円	1年超	8,244,773百万円	合計	8,383,898百万円	1年以内	33百万円	1年超	134百万円	合計	167百万円	<p>2 オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <p>① 道路資産の未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">130,389百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">8,131,656百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">8,262,045百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 同左</p> <p>2. 同左</p> <p>② 道路資産以外の未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">29百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">102百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">131百万円</td> </tr> </table>	1年以内	130,389百万円	1年超	8,131,656百万円	合計	8,262,045百万円	1年以内	29百万円	1年超	102百万円	合計	131百万円
1年以内	139,125百万円																								
1年超	8,244,773百万円																								
合計	8,383,898百万円																								
1年以内	33百万円																								
1年超	134百万円																								
合計	167百万円																								
1年以内	130,389百万円																								
1年超	8,131,656百万円																								
合計	8,262,045百万円																								
1年以内	29百万円																								
1年超	102百万円																								
合計	131百万円																								

(金融商品関係)

前連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と締結した「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定」及び「京都市道高速道路1号線等に関する協定」に基づく高速道路の新設、改築等を行うために必要な資金を社債発行や銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い譲渡性預金等の手段により運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

主として営業債権である未収入金は、高速道路事業におけるクレジットカード会社に対するE T C料金未収入金等であり、信用リスクは僅少であります。

有価証券及び投資有価証券は、当社は主に資金運用方法を譲渡性預金又は大口定期預金を基本とした安全性の高い金融資産に限定しており、信用リスク及び市場価格の変動リスクは僅少であります。

なお、一部の連結子会社が、運用収益の確保を目的として、株式、債券及びデリバティブが組み込まれた複合金融商品(仕組債)等を保有しており、発行会社の信用リスクのほか、取引によっては株価、為替相場、市場金利等の変動リスクに晒されております。

一部の連結子会社が保有する有価証券及び投資有価証券については、当該連結子会社の社内規程に基づき、取締役会の決議、承認を得て売買取引を執行しているほか、連結子会社の経理担当部門が、為替相場及び市場金利の動向、債券の格付等を踏まえ取締役会において定期的に運用状況を報告するなど、急激な環境の変化に即座に対応できる体制を整えております。なお、仕組債については、信用リスクを軽減するため、契約先を信用度の高い金融機関に限定しております。

主として営業債務である未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

道路建設関係社債及び道路建設関係長期借入金は、当社が新設、改築等を行った高速道路に係る道路資産が道路整備特別措置法第51条第2項ないし第4項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属するときにおいて、当該資産に対応する債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が引き受けることとされております。

道路建設関係長期借入金の一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、金利変動リスクを最小限にとどめるため、固定金利である社債と変動金利である民間借入金とのバランスを考慮しながら調達を行うこととしております。

長期借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で6年後であります。これらは全て変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

営業債務、長期借入金、道路建設関係借入金及び道路建設関係社債は、流動性リスクに晒されておりますが、当社は、各部署からの報告に基づき経理担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新し、必要となる時期に資金調達を行うことにより、流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。  
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注)2.参照）。

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	11,694	11,694	—
(2) 未収入金	25,786	25,786	—
(3) 未収還付法人税等	7	7	—
(4) 未収消費税等	488	488	—
(5) 有価証券及び投資有価証券	28,018	28,018	—
資産計	65,994	65,994	—
(1) 未払金	21,747	21,747	—
(2) 短期借入金	6,150	6,150	—
(3) 1年以内返済予定長期借入金	29,598	29,661	62
(4) 未払法人税等	2,170	2,170	—
(5) 未払消費税等	104	104	—
(6) 道路建設関係社債	95,289	97,347	2,057
(7) 道路建設関係長期借入金	83,066	83,066	—
(8) 長期借入金	5,866	5,866	—
負債計	243,993	246,114	2,120

(注)1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

### 資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 未収入金、(3) 未収還付法人税等及び(4) 未収消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価は、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。また、譲渡性預金等については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

### 負 債

- (1) 未払金、(2) 短期借入金、(4) 未払法人税等及び(5) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 1年以内返済予定長期借入金、(7) 道路建設関係長期借入金及び(8) 長期借入金

これらの時価は、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

- (6) 道路建設関係社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。

### デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

## (注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	83

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産 (5) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

## (注) 3. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	11,346	—	—	—
未収入金	25,786	—	—	—
未収還付法人税等	7	—	—	—
未収消費税等	488	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満 期があるもの				
(1) 債券				
① 国債・地方債等	750	—	—	—
② 社債	—	200	—	—
③ その他	83	76	—	376
(2) その他	26,300	—	—	—
合計	64,761	276	—	376

## (注) 4. 道路建設関係社債、道路建設関係長期借入金その他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
短期借入金	6,150	—	—	—
1年以内返済予定長期借入金	29,598	—	—	—
道路建設関係社債	—	55,000	40,500	—
道路建設関係長期借入金	—	72,466	10,600	—
長期借入金	—	4,266	1,600	—
合計	35,748	131,732	52,700	—

## (追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と締結した「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定」及び「京都市道高速道路1号線等に関する協定」に基づく高速道路の新設、改築等を行うために必要な資金を社債発行や銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い譲渡性預金等の手段により運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である高速道路事業営業未収入金は、高速道路事業におけるクレジットカード会社に対するETC料金未収入金等であり、信用リスクは僅少であります。

有価証券及び投資有価証券は、当社は主に資金運用方法を譲渡性預金又は大口定期預金を基本とした安全性の高い金融資産に限定しており、信用リスク及び市場価格の変動リスクは僅少であります。

なお、一部の連結子会社が、運用収益の確保を目的として、株式、債券及びデリバティブが組み込まれた複合金融商品（仕組債）等を保有しており、発行会社の信用リスクのほか、取引によっては株価、為替相場、市場金利等の変動リスクに晒されております。

一部の連結子会社が保有する有価証券及び投資有価証券については、当該連結子会社の社内規程に基づき、取締役会の決議、承認を得て売買取引を執行しているほか、連結子会社の経理担当部門が、為替相場及び市場金利の動向、債券の格付等を踏まえ取締役会において定期的に運用状況を報告するなど、急激な環境の変化に即座に対応できる体制を整えております。なお、仕組債については、信用リスクを軽減するため、契約先を信用度の高い金融機関に限定しております。

営業債務である高速道路事業営業未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

道路建設関係社債及び道路建設関係長期借入金は、当社が新設、改築等を行った高速道路に係る道路資産が道路整備特別措置法第51条第2項ないし第4項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属するときにおいて、当該資産に対応する債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が引き受けることとされております。

道路建設関係長期借入金の一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、金利変動リスクを最小限に止めるため、固定金利である社債と変動金利である民間借入金とのバランスを考慮しながら調達を行うこととしております。

長期借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で5年後であります。これらは全て変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

営業債務、長期借入金、道路建設関係借入金及び道路建設関係社債は、流動性リスクに晒されておりますが、当社は、各部署からの報告に基づき経理担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新し、必要となる時期に資金調達を行うことにより、流動性リスクを管理しております。

### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。  
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注)2.参照）。

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	44,464	44,464	—
(2) 高速道路事業営業未収入金	17,890	17,890	—
(3) 未収入金	7,470	7,470	—
(4) 未収還付法人税等	7	7	—
(5) 未収消費税等	39	39	—
(6) 有価証券及び投資有価証券	1,535	1,535	—
資産計	71,409	71,409	—
(1) 高速道路事業未払金	26,808	26,808	—
(2) 未払金	10,769	10,769	—
(3) 短期借入金	200	200	—
(4) 1年以内返済予定長期借入金	11,454	11,454	—
(5) 未払法人税等	1,601	1,601	—
(6) 未払消費税等	2,286	2,286	—
(7) 道路建設関係社債	84,003	85,487	1,483
(8) 道路建設関係長期借入金	79,922	79,922	—
(9) 長期借入金	5,300	5,300	—
負債計	222,347	223,830	1,483

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

### 資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 高速道路事業営業未収入金、(3) 未収入金、(4) 未収還付法人税等及び(5) 未収消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (6) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価は、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

### 負 債

- (1) 高速道路事業営業未払金、(2) 未払金、(3) 短期借入金、(5) 未払法人税等及び(6) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 1年以内返済予定長期借入金、(8) 道路建設関係長期借入金及び(9) 長期借入金

これらの時価は、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

- (7) 道路建設関係社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	245

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産 (6) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	44,142	—	—	—
高速道路事業営業未収入金	17,890	—	—	—
未収入金	7,470	—	—	—
未収還付法人税等	7	—	—	—
未収消費税等	39	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
(1) 債券				
① 国債・地方債等	—	750	—	—
② 社債	200	—	—	—
③ その他	46	28	—	310
(2) その他	—	—	—	—
合計	69,796	778	—	310

(注) 4. 道路建設関係社債、道路建設関係長期借入金その他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
短期借入金	200	—	—	—
1年以内返済予定長期借入金	11,454	—	—	—
道路建設関係社債	—	50,000	34,160	—
道路建設関係長期借入金	—	76,922	3,000	—
長期借入金	—	5,300	—	—
合計	11,654	132,222	37,160	—

## (有価証券関係)

前連結会計年度（平成22年3月31日）

## 1. その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	68	44	24
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	752	750	1
	②社債	205	200	5
	③その他	281	239	42
	(3) その他	20	15	5
	小計	1,329	1,249	79
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	34	37	△ 2
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	254	280	△ 25
	(3) その他	26,400	26,400	—
	小計	26,689	26,717	△ 28
合計		28,018	27,967	50

(注) 非上場株式（連結貸借対照表計上額 10百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

## 2. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	1	—	9
(2) 債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	40	—	0
③その他	43	4	1
(3) その他	—	—	—
小計	84	4	10

## 3. 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、その他有価証券の債券について10百万円減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。



当連結会計年度（平成23年3月31日）

1. その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	80	68	12
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	202	200	2
	③その他	74	57	17
	(3) その他	18	15	3
	小計	376	341	35
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	748	749	△ 1
	②社債	—	—	—
	③その他	310	351	△ 40
	(3) その他	100	100	—
	小計	1,159	1,201	△ 41
合計		1,535	1,542	△ 6

2. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	107	27	1
(2) 債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
(3) その他			
小計	107	27	1

3. 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、その他有価証券の債券について33百万円減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(債券関連)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	仕組債・ユーロ円建債	485	397	411	△ 74
合計		485	397	411	△ 74

(注) 1. 時価については、取引先金融機関から提示された価格によっております。

2. デリバティブが組み込まれた商品であります。

3. 組込デリバティブについて、時価を合理的に区分して測定できないため、当該複合金融商品全体を時価評価しております。

4. 契約額等については、当該複合金融商品の取得価格を表示しております。

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(債券関連)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	仕組債・ユーロ円建債	397	397	272	△ 124
合計		397	397	272	△ 124

(注) 1. 時価については、取引先金融機関から提示された価格によっております。

2. デリバティブが組み込まれた商品であります。

3. 組込デリバティブについて、時価を合理的に区分して測定できないため、当該複合金融商品全体を時価評価しております。

4. 契約額等については、当該複合金融商品の取得価格を表示しております。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。また、連結子会社は確定給付型の制度として退職一時金制度等を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度末 (平成22年3月31日) (百万円)	当連結会計年度末 (平成23年3月31日) (百万円)
イ. 退職給付債務	△26,735	△27,927
ロ. 年金資産	6,674	6,712
ハ. 未積立退職給付債務 (イ+ロ)	△20,060	△21,214
ニ. 未認識数理計算上の差異	2,267	2,807
ホ. 連結貸借対照表計上額純額 (ハ+ニ)	△17,793	△18,407
ヘ. 前払年金費用	—	—
ト. 退職給付引当金 (ホ+ヘ)	△17,793	△18,407

(注) 連結子会社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) (百万円)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) (百万円)
イ. 勤務費用 (※1、2)	891	908
ロ. 利息費用	498	515
ハ. 期待運用収益	△162	△63
ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	246	237
ホ. 過去勤務債務の費用処理額	—	—
ヘ. 退職給付費用 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	1,474	1,598

(注) ※1. 厚生年金基金に対する従業員拠出額を控除しております。

※2. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、勤務費用に計上しております。

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
ロ. 割引率	2.0%	2.0%
ハ. 期待運用収益率	3.0%	1.0%
ニ. 数理計算上の差異の費用処理年数	10年  (各連結会計年度の発生時における 従業員の平均残存勤務期間以内の一 定の年数による定額法により按分し た額をそれぞれ発生の翌連結会計年 度から費用処理することとしており ます。)	10年  (各連結会計年度の発生時における 従業員の平均残存勤務期間以内の一 定の年数による定額法により按分し た額をそれぞれ発生の翌連結会計年 度から費用処理することとしており ます。)
ホ. 過去勤務債務の費用処理年数	一括費用処理	一括費用処理

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

## (税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成22年3月31日)		当連結会計年度 (平成23年3月31日)	
1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
	繰延税金資産		繰延税金資産
	退職給付引当金		退職給付引当金
	回数券払戻引当金		回数券払戻引当金
	賞与引当金		賞与引当金
	未払事業税		未払事業税
	E T Cマイレージサービス引当金		E T Cマイレージサービス引当金
	未払工事費用		減損損失
	固定資産減損損失		投資有価証券評価損
	投資有価証券評価損		負ののれん
	負ののれん		前受金
	前受金		繰越欠損金
	繰越欠損金		その他
	その他		繰延税金資産小計
	繰延税金資産小計		評価性引当額
	評価性引当額		繰延税金資産合計
	繰延税金資産合計		繰延税金負債
	繰延税金負債		固定資産圧縮積立金
	固定資産圧縮積立金		その他
	その他		繰延税金負債合計
	繰延税金負債合計		繰延税金資産の純額
	繰延税金資産の純額		
	繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。		繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。
	流動資産－繰延税金資産		流動資産－繰延税金資産
	固定資産－繰延税金資産		固定資産－繰延税金資産
	固定負債－繰延税金負債		固定負債－繰延税金負債
2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳	2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳
	法定実効税率		法定実効税率
	(調整)		(調整)
	交際費等永久差異		交際費等永久差異
	住民税均等割		住民税均等割
	評価性引当額		評価性引当額
	法人税特別控除等		法人税特別控除等
	持分法適用投資損益		持分法適用投資損益
	負ののれん償却額		負ののれん発生益
	その他		その他
	税効果会計適用後の法人税等の負担率		税効果会計適用後の法人税等の負担率

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

(追加情報)

(株)高速道路開発による自己株式の取得

当社の連結子会社である(株)高速道路開発は、少数株主より発行済株式の一部を自己株式として平成22年9月10日付で取得しております。

なお、当該取得により、当社グループの(株)高速道路開発に対する持分比率が増加し、同社は完全子会社となっております。

(1) 取引の概要

取引当事企業の名称	(株)高速道路開発
取引当事企業の事業の内容	高速道路の料金收受業務に係る人材派遣事業等
取引の目的	(株)高速道路開発の完全子会社化により、グループ経営の効率化を推進し、当社グループの企業価値の向上を図るため
株式取得日	平成22年9月10日
法的形式	株式取得
取引後企業の名称	変更はありません。

(2) 実施した会計処理の概要

本株式取得は、「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号 平成18年8月11日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号 平成18年8月11日)に基づき会計処理を行っております。

(3) 株式取得における取得原価及びその内訳

現金 20百万円

(4) 負ののれん発生益の金額及び発生原因

負ののれん発生益の金額 1,756百万円

発生原因

自己株式の取得原価が取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を下回ったため。

## (セグメント情報等)

## 【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

	高速道路事業 (百万円)	受託事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
I. 売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	166,673	9,379	2,180	178,233	—	178,233
(2) セグメント間の内部売上高	—	—	9	9	△9	—
計	166,673	9,379	2,190	178,243	△9	178,233
営業費用	162,826	9,308	1,730	173,865	△9	173,855
営業利益	3,846	71	459	4,377	—	4,377
II. 資産、減価償却費、減損損失 及び資本的支出						
資産	254,689	15,659	2,105	272,454	44,757	317,211
減価償却費	5,881	—	170	6,051	1,113	7,165
減損損失	—	—	243	243	7	250
資本的支出	5,660	—	439	6,099	928	7,027

(注) 1. 事業区分の方法 事業内容の種類、類似性を考慮して区分しております。

2. 各事業区分の主要な内容

事業	主要内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、修繕、災害復旧、その他の管理等
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持等及びその他委託に基づく事業等
その他の事業	休憩所等の運営、駐車場施設の運営、道路管理代行業等

3. 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産は、44,757百万円であり、その主なものは各事業共用の固定資産、当社の余剰運用資金等であります。

4. 会計方針の変更

(工事契約に関する会計基準)

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」4.(5)に記載のとおり、当連結会計年度より「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を適用しております。この変更に伴い、「受託事業」については、従来の方法によった場合に比べて、売上高は8,595百万円増加し、営業利益は200百万円増加しております。

## 【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

## 【海外売上高】

前連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

海外売上高がないため該当事項はありません。

【セグメント情報】

当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、「高速道路事業」、「受託事業」を中核として事業活動を展開しており、当社及びグループ会社の事業の種類別の区分により、経営を管理しております。

したがって、当社グループにおける事業セグメントは、事業の種類別セグメントにより識別しており、「高速道路事業」及び「受託事業」の2つを報告セグメントとしております。

「高速道路事業」においては、阪神高速道路の新設、改築、修繕その他の管理等を実施しております。「受託事業」においては、国、地方公共団体等の委託に基づき道路の新設、改築等を実施しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務諸表 計上額 (注) 3
	高速道路事業	受託事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	166,673	9,379	176,053	2,180	178,233	—	178,233
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	9	9	△9	—
計	166,673	9,379	176,053	2,190	178,243	△9	178,233
セグメント利益	3,846	71	3,918	459	4,377	—	4,377
セグメント資産	254,689	15,659	270,349	2,105	272,454	44,757	317,211
その他の項目							
減価償却費	5,881	—	5,881	170	6,051	1,113	7,165
持分法適用会社へ の投資額	73	—	73	—	73	—	73
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	5,660	—	5,660	439	6,099	928	7,027

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない休憩所等事業、駐車場事業、道路管理代行事業等を含んでおります。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) 売上高の調整額△9百万円は、セグメント間取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額44,757百万円は、全社資産であり、その主なものは各事業共用の固定資産、余剰運用資金等であります。

(3) 減価償却費の調整額1,113百万円は、各事業共用の固定資産の減価償却費であります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額928百万円は、各事業共用の固定資産の設備投資額であります。

3. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。



当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務諸表 計上額 (注) 3
	高速道路事業	受託事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	236,469	11,160	247,630	3,148	250,778	—	250,778
セグメント間の内部 売上高又は振替高	200	—	200	32	233	△233	—
計	236,670	11,160	247,831	3,180	251,011	△233	250,778
セグメント利益	3,053	44	3,098	323	3,421	—	3,421
セグメント資産	214,922	22,727	237,650	6,561	244,211	55,766	299,978
その他の項目							
減価償却費	6,002	—	6,002	279	6,281	1,055	7,337
持分法適用会社へ の投資額	245	—	245	—	245	—	245
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	2,772	—	2,772	1,385	4,158	814	4,973

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない休憩所等事業、駐車場事業、道路管理代行事業等を含んでおります。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) 売上高の調整額△233百万円は、セグメント間取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額55,766百万円は、全社資産であり、その主なものは各事業共用の固定資産、余剰運用資金等であります。

(3) 減価償却費の調整額1,055百万円は、各事業共用の固定資産の減価償却費であります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額814百万円は、各事業共用の固定資産の設備投資額であります。

3. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	高速道路料金収入	道路資産完成高	その他	合計
外部顧客への売上高	161,919	74,052	14,806	250,778

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
独立行政法人日本高速道路保有・ 債務返済機構	74,052	高速道路事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】  
当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（単位：百万円）

	高速道路事業	受託事業	その他	全社・消去	合計
減損損失	—	—	380	281	661

（注）「その他」の金額は、すべて休憩所等事業に係る金額であります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

なお、平成22年4月1日前行われた企業結合により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	高速道路事業	受託事業	その他	全社・消去	合計
当期償却額	323	—	51	—	374
当期末残高	818	—	108	—	926

（注）「その他」の金額は、すべて旅行事業に係る金額であります。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当連結会計年度において、高速道路事業について1,756百万円の負ののれん発生益を計上しております。これは、当社の連結子会社である㈱高速道路開発が、平成22年9月に少数株主より発行済株式の一部を自己株式として取得した際に、自己株式の取得原価が取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を下回ったことにより発生したものであります。

（追加情報）

当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当連結会計年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(1) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合(%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主 (会社等)	国土交通省 (国土交通 大臣)	東京都千 代田区	-	国土交通 行政	(被所有) 直接 50.0	高速道路 料金収入 の減収補 填金の受 入	高速道路 料金収入 の減収補 填金の受 入	4,636	高速道路 事業営業 未収入金	4,636
							高速道路 建設、改 築事業等 に関する 分担金の 支払い等	1,461	-	-
							受託事業による 前受金の受 入	4,830	受託業務 前受金	13,944

(注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 一般の取引条件と同様に決定しております。

(2) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の 所有割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主 (会社等) が議決権 の過半数を自 己の計算にお いて所有して いる会社等	独立行政法 人日本高速 道路保有・ 債務返済機 構	東京都港 区	4,983,550	高速道路 に係る道路 資産の保有 及び貸付け 、承継債務 等の返済等	なし	道路資産 の賃借	道路資産賃借料 の支払 (※1)	113,711	高速道路 事業営業 未払金	11,136
							高速道路 事業営業 未収入金	6,202		
						道路資産 と債務の 引渡	完成道路資産の 引渡	7,018	高速道路 事業営業 未収入金	555
							道路建設関係債 務の引渡 (※2)	7,005	-	30
						借入金の 連帯債務	債務保証 (※2、3)	613,737	-	-
							当社借入金に対 する被債務保証 (※4)	2,611	-	-
						資金の借 入	道路建設関係借 入金の借入 (※5)	15,340	道路建設 関係長期 借入金	60,415
1年以内 返済予定 長期借入 金	19,586									

(注) ※1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第13条第1項の規定により支払を行っております。

※2. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しております。また、引き渡した債務について、当社は連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。

- ※3. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対して債務保証を行っております。なお、保証料の受取はありません。
- ※4. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、当社が阪神高速道路公団から承継した借入金（国からの借入金を除く。）に対して、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により債務保証を受けております。なお、保証料の支払いはありません。
- ※5. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく借入金であり、無利息であります。
6. 取引金額には消費税等は含まれておりません。期末残高には、道路建設関係長期借入金を除き消費税等が含まれております。

当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(1) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合(%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主 (会社等)	国土交通省 (国土交通 大臣)	東京都千 代田区	—	国土交通 行政	(被所有) 直接 50.0	高速道路 建設、改 築事業等 に関する 分担金の 支払い等	受託業務収入	3,699	—	—
							受託事業による 前受金の受入	5,682	受託業務 前受金	15,551

- (注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。  
2. 一般の取引条件と同様に決定しております。

## (2) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の 所有割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主 (会社等) が議決権の 過半数を自己の計算において所有している会社等	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	東京都港区	5,114,374	高速道路に係る道路資産の保有及び貸付け、承継債務等の返済等	なし	道路資産の賃借	道路資産賃借料の支払 (※1)	116,050	高速道路事業営業未払金	11,591
							高速道路事業営業未収入金		3,470	
						道路資産と債務の引渡	完成道路資産の引渡	74,052	高速道路事業営業未収入金	1,204
							道路建設関係債務の引渡 (※2)		77,005	—
						借入金の連帯債務	債務保証 (※2、3)	632,799	—	—
						資金の借入	道路建設関係借入金の借入 (※4)	16,916	道路建設関係長期借入金	63,151
									1年以内返済予定長期借入金	10,287

(注) ※1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第13条第1項の規定により支払を行っております。

※2. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しております。また、引き渡した債務について、当社は連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。

※3. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対して債務保証を行っております。なお、保証料の受取はありません。

※4. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく借入金であり、無利子であります。

5. 取引金額には消費税等は含まれておりません。期末残高には、道路建設関係長期借入金を除き消費税等が含まれております。

## (1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,625.12円	1株当たり純資産額	1,843.94円
1株当たり当期純利益金額	152.39円	1株当たり当期純利益金額	218.41円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
当期純利益(百万円)	3,047	4,368
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(百万円)	3,047	4,368
普通株式の期中平均株式数(千株)	20,000	20,000

## (重要な後発事象)

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

## ⑤【連結附属明細表】

## 【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
阪神高速道路(株)	政府保証 阪神高速道路株式会社 債券 第1回	平成18年 3月31日	6,311	—	1.60	有	平成28年 3月31日
阪神高速道路(株)	第1回普通社債	平成19年 3月15日	4,998	—	1.44	有	平成25年 3月19日
阪神高速道路(株)	政府保証 阪神高速道路株式会社 債券 第2回	平成19年 3月16日	12,516	12,522	1.70	有	平成29年 3月16日
阪神高速道路(株)	第2回普通社債	平成20年 2月28日	9,999	—	1.15	有	平成25年 3月19日
阪神高速道路(株)	政府保証 阪神高速道路株式会社 債券 第3回	平成20年 3月19日	10,433	10,441	1.40	有	平成30年 3月19日
阪神高速道路(株)	第3回普通社債	平成21年 2月26日	14,997	—	1.15	有	平成25年 12月20日
阪神高速道路(株)	政府保証 阪神高速道路株式会社 債券 第4回	平成21年 3月18日	7,552	7,557	1.30	有	平成31年 3月18日
阪神高速道路(株)	第4回普通社債	平成22年 2月19日	25,000	25,000	0.678	有	平成26年 12月19日
阪神高速道路(株)	政府保証 阪神高速道路株式会社 債券 第5回	平成22年 3月18日	3,479	3,481	1.30	有	平成32年 3月18日
阪神高速道路(株)	第5回普通社債	平成22年 10月29日	—	10,000	0.381	有	平成27年 9月24日
阪神高速道路(株)	第6回普通社債	平成23年 2月14日	—	15,000	0.589	有	平成27年 12月18日
合計	—	—	95,289	84,003	—	—	—

(注) 1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が債務引受を実施した道路建設関係社債の金額の合計額は36,312百万円であります。

2. 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
—	—	—	25,000	25,000



【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	6,150	200	0.80	—
1年以内に返済予定の長期借入金	29,598	11,454	0.08	—
1年以内に返済予定のリース債務	99	155	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	88,932	85,222	0.22	平成24年～ 平成30年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	445	544	—	平成24年～ 平成29年
その他有利子負債 長期未払金	408	340	1.48	平成27年
合計	125,634	97,917	—	—

- (注) 1. 「平均利率」については、借入金の当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. 1年以内に返済予定の長期借入金のうち、11,354百万円は道路建設関係長期借入金であります。  
このうち、10,287百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく無利子の借入金であります。
3. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）のうち、79,922百万円は道路建設関係長期借入金であります。  
このうち、63,151百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく無利子の借入金であります。
4. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が債務引受を実施した長期借入金の金額の合計額は40,692百万円であります。
5. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。
6. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）、リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）及びその他の有利子負債の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額は、以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	37,984	2,128	27,409	14,700
リース債務	155	154	124	67
長期未払金	68	68	68	68
合計	38,208	2,351	27,602	14,835

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当該連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】  
 (1) 【財務諸表】  
 ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	8,506	41,611
高速道路事業営業未収入金	23,897	17,908
未収入金	1,817	7,084
未収消費税等	487	—
有価証券	26,300	—
仕掛道路資産	182,438	159,899
貯蔵品	155	111
受託業務前払金	14,143	15,899
前払費用	21	71
繰延税金資産	90	75
その他	588	1,267
貸倒引当金	△8	△13
流動資産合計	258,438	243,915
固定資産		
高速道路事業固定資産		
有形固定資産		
建物	1,024	1,073
減価償却累計額	△189	△235
建物（純額）	834	838
構築物	15,841	16,655
減価償却累計額	△3,506	△4,253
構築物（純額）	12,335	12,402
機械及び装置	38,705	40,253
減価償却累計額	△13,704	△18,618
機械及び装置（純額）	25,000	21,634
車両運搬具	551	356
減価償却累計額	△450	△338
車両運搬具（純額）	101	17
工具、器具及び備品	301	293
減価償却累計額	△212	△208
工具、器具及び備品（純額）	88	85
建設仮勘定	788	626
有形固定資産合計	39,148	35,604
無形固定資産		
ソフトウェア	249	258
その他	1	1
無形固定資産合計	251	259
高速道路事業固定資産合計	39,400	35,863

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
<b>関連事業固定資産</b>		
有形固定資産		
建物	103	103
減価償却累計額	△91	△92
建物（純額）	12	11
構築物	14	15
減価償却累計額	△4	△5
構築物（純額）	10	9
機械及び装置	—	0
減価償却累計額	—	—
機械及び装置（純額）	—	0
車両運搬具	4	4
減価償却累計額	△4	△4
車両運搬具（純額）	0	0
工具、器具及び備品	6	13
減価償却累計額	△6	△7
工具、器具及び備品（純額）	0	6
土地	1,321	1,321
建設仮勘定	34	2
有形固定資産合計	1,378	1,350
無形固定資産		
ソフトウェア	2	28
無形固定資産合計	2	28
関連事業固定資産合計	1,380	1,378
<b>各事業共用固定資産</b>		
有形固定資産		
建物	4,073	4,179
減価償却累計額	△669	△860
建物（純額）	3,404	3,318
構築物	63	62
減価償却累計額	△20	△23
構築物（純額）	43	39
車両運搬具	11	11
減価償却累計額	△9	△11
車両運搬具（純額）	2	0
工具、器具及び備品	334	360
減価償却累計額	△71	△130
工具、器具及び備品（純額）	262	229
土地	2,951	2,818
リース資産	—	109
減価償却累計額	—	△15
リース資産（純額）	—	93
建設仮勘定	149	253
有形固定資産合計	6,813	6,755

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウェア	932	527
その他	0	0
無形固定資産合計	932	528
各事業共用固定資産合計	7,746	7,283
<b>その他の固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
土地	841	605
有形固定資産合計	841	605
その他の固定資産合計	841	605
<b>投資その他の資産</b>		
関係会社株式	364	364
関係会社長期貸付金	850	950
長期前払費用	231	355
その他	566	278
貸倒引当金	△114	△30
投資その他の資産合計	1,896	1,917
固定資産合計	51,264	47,049
資産合計	※1 309,703	※1 290,964
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
高速道路事業営業未払金	※3 19,367	※3 27,336
短期借入金	6,000	—
1年以内返済予定長期借入金	29,598	11,354
未払金	3,169	9,878
リース債務	—	22
未払費用	613	485
未払法人税等	1,627	1,066
未払消費税等	—	2,005
受託業務前受金	14,213	15,969
前受金	622	471
預り金	726	1,497
賞与引当金	714	707
回数券払戻引当金	422	312
その他	0	0
流動負債合計	77,076	71,108
<b>固定負債</b>		
道路建設関係社債	※1 95,289	※1 84,003
道路建設関係長期借入金	83,066	79,922
その他の長期借入金	5,866	5,300
リース債務	—	53
繰延税金負債	107	111
受入保証金	38	38
退職給付引当金	17,174	17,666

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
役員退職慰労引当金	47	18
ETCマイレージサービス引当金	685	724
その他	408	340
固定負債合計	202,684	188,179
負債合計	279,761	259,287
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金		
資本準備金	10,000	10,000
資本剰余金合計	10,000	10,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	157	152
高速道路事業別途積立金	7,791	9,416
関連事業別途積立金	3	3
繰越利益剰余金	1,990	2,104
利益剰余金合計	9,942	11,676
株主資本合計	29,942	31,676
純資産合計	29,942	31,676
負債・純資産合計	309,703	290,964

## ②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
<b>高速道路事業営業損益</b>		
営業収益		
料金収入	154,230	161,919
道路資産完成高	7,018	74,052
その他の売上高	4,657	24
営業収益合計	165,906	235,996
営業費用		
道路資産賃借料	113,711	116,050
道路資産完成原価	7,018	※1 74,052
管理費用	42,285	※1 43,592
営業費用合計	163,015	233,695
高速道路事業営業利益	2,890	2,301
<b>関連事業営業損益</b>		
営業収益		
受託業務収入	9,379	11,160
駐車場事業収入	501	487
休憩所等事業収入	78	72
その他営業事業収入	654	783
営業収益合計	10,613	12,504
営業費用		
受託業務事業費	9,307	11,116
駐車場事業費	182	200
休憩所等事業費	104	102
その他営業事業費	685	820
営業費用合計	10,280	12,240
関連事業営業利益	333	263
全事業営業利益	3,224	2,564
営業外収益		
受取利息	9	15
有価証券利息	21	13
受取配当金	※2 107	※2 208
違約金収入	22	—
土地物件貸付料	44	40
寄付金収入	246	397
原因者負担収入	13	12
雑収入	34	45
営業外収益合計	498	734

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
営業外費用		
支払利息	159	84
偽造ハイウェイカード損失	2	1
雑損失	23	5
営業外費用合計	185	91
経常利益	3,538	3,207
特別利益		
固定資産売却益	※3 1	※3 98
回数券払戻引当金戻入額	241	94
仕掛道路資産修正益	—	110
特別利益合計	242	303
特別損失		
固定資産売却損	※4 104	—
固定資産除却費	※5 36	※5 52
減損損失	※6 250	※6 661
特別損失合計	391	713
税引前当期純利益	3,389	2,796
法人税、住民税及び事業税	1,533	997
過年度法人税等	56	45
法人税等調整額	△91	18
法人税等合計	1,499	1,062
当期純利益	1,889	1,734

【営業費用明細書】

(1) 事業別科目別内訳書

区分	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)		当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	
	金額 (百万円)		金額 (百万円)	
I 高速道路事業営業費用				
1 道路資産賃借料		113,711		116,050
2 道路資産完成原価		7,018		74,052
3 管理費用				
(1) 維持修繕費	14,530		15,524	
(2) 管理業務費	25,190		25,543	
(3) 一般管理費	2,563		2,524	
計		42,285		43,592
高速道路事業営業費用合計			163,015	233,695
II 関連事業営業費用				
1 受託業務事業費				
(1) 受託事業費	9,151		10,937	
(2) 一般管理費	156		178	
計		9,307		11,116
2 駐車場事業費				
(1) 管理業務費	176		193	
(2) 一般管理費	6		6	
計		182		200
3 休憩所等事業費				
(1) 管理業務費	83		84	
(2) 一般管理費	21		17	
計		104		102
4 その他営業事業費				
(1) 管理業務費	619		759	
(2) 一般管理費	65		61	
計		685		820
関連事業営業費用合計			10,280	12,240
全事業営業費用合計			173,295	245,935



## (2) 科目明細書

## ① 高速道路事業に係る原価明細書

		前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)		当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)		金額 (百万円)	
<b>I 営業費用</b>					
1. 道路資産賃借料				113,711	116,050
2. 道路資産完成原価					
用地費					
土地代		—		734	
労務費		—		442	
外注費		—		7	
経費		—		485	
金利等		—		66	
一般管理費人件費		—		136	
一般管理費経費		—	—	141	2,014
建設費					
労務費		536		5,018	
外注費		5,371		54,611	
経費		151		1,065	
金利等		20		6,768	
一般管理費人件費		210		1,347	
一般管理費経費		212	6,501	1,375	70,187
除却工事費用その他					
労務費		82		186	
外注費		346		1,373	
経費		20		59	
金利等		1		112	
一般管理費人件費		34		60	
一般管理費経費		31	516	56	1,849
3. 管理費用					
(1) 維持修繕費					
人件費		563		536	
経費		13,966	14,530	14,988	15,524
(2) 管理業務費					
人件費		2,336		2,394	
経費		22,854	25,190	23,148	25,543
(3) 一般管理費					
人件費		1,091		1,070	
経費		1,471	2,563	1,454	2,524
				42,285	43,592

		前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)		当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)		金額 (百万円)	
II 営業外費用					
1. 支払利息		146		78	
2. 偽造ハイウェイカード損失		2		1	
3. 雑損失		23	171	4	84
III 特別損失					
1. 固定資産売却損		104		—	
2. 固定資産除却費		21		20	
3. 減損損失		7	133	267	288
高速道路事業営業費用等合計			163,320		234,068
IV 法人税、住民税及び事業税		1,436	1,436	935	935
高速道路事業総費用合計			164,757		235,003

② 受託事業費

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 労務費	※2	211	1.8	267	2.2
II 経費		11,723	98.2	12,147	97.8
当期総製造費用		11,934	100.0	12,415	100.0
期首受託業務前払金		11,092		13,875	
合計		23,027		26,291	
期末受託業務前払金		13,875		15,354	
受託事業費		9,151		10,937	

(注) 1 期首受託業務前払金及び期末受託業務前払金の金額には消費税等は含まれておりません。

※2 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)
外注費	7,007	10,673

3 原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

③ 駐車場事業管理業務費

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 人件費	※1	8	4.8	9	4.9
II 経費		167	95.2	184	95.1
駐車場事業管理業務費		176	100.0	193	100.0

(注) ※1 主な内訳は次のとおりです。

項目	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)
租税公課	164	175
業務委託費	3	9

④ 休憩所等事業管理業務費

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)		当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 人件費	※ 1	10	12.6	13	16.1
II 経費		72	87.4	71	83.9
休憩所等事業管理業務費		83	100.0	84	100.0

(注) ※ 1 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)
修繕費	19	20
業務委託費	24	19

⑤ その他営業事業管理業務費

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)		当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 人件費	※ 1	113	18.4	117	15.5
II 経費		505	81.6	642	84.5
その他営業事業管理業務費		619	100.0	759	100.0

(注) ※ 1 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)
修繕費	265	338
業務委託費	143	192

⑥ 一般管理費

高速道路事業営業費用及び関連事業営業費用に含まれる一般管理費の合計は前事業年度（自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日）は2,813百万円、当事業年度（自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日）は2,789百万円であり、主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)
給与手当	710	708
調査費	291	396
減価償却費	501	355
租税公課	248	238
退職給付費用	153	164
業務委託費	123	164
賞与引当金繰入額	82	83
役員退職慰労引当金繰入額	5	3

## ③【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
<b>株主資本</b>		
資本金		
前期末残高	10,000	10,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	10,000	10,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	10,000	10,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	10,000	10,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
固定資産圧縮特別勘定積立金		
前期末残高	158	—
当期変動額		
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩	△158	—
当期変動額合計	△158	—
当期末残高	—	—
固定資産圧縮積立金		
前期末残高	—	157
当期変動額		
固定資産圧縮積立金の積立	158	—
固定資産圧縮積立金の取崩	△1	△4
当期変動額合計	157	△4
当期末残高	157	152
高速道路事業別途積立金		
前期末残高	4,758	7,791
当期変動額		
別途積立金の積立	3,033	1,624
当期変動額合計	3,033	1,624
当期末残高	7,791	9,416
関連事業別途積立金		
前期末残高	3	3
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	3	3

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
<b>繰越利益剰余金</b>		
前期末残高	3,132	1,990
当期変動額		
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩	158	—
固定資産圧縮積立金の積立	△158	—
固定資産圧縮積立金の取崩	1	4
別途積立金の積立	△3,033	△1,624
当期純利益	1,889	1,734
当期変動額合計	△1,142	114
当期末残高	1,990	2,104
<b>利益剰余金合計</b>		
前期末残高	8,052	9,942
当期変動額		
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩	—	—
固定資産圧縮積立金の積立	—	—
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—
別途積立金の積立	—	—
当期純利益	1,889	1,734
当期変動額合計	1,889	1,734
当期末残高	9,942	11,676
<b>株主資本合計</b>		
前期末残高	28,052	29,942
当期変動額		
当期純利益	1,889	1,734
当期変動額合計	1,889	1,734
当期末残高	29,942	31,676
<b>純資産合計</b>		
前期末残高	28,052	29,942
当期変動額		
当期純利益	1,889	1,734
当期変動額合計	1,889	1,734
当期末残高	29,942	31,676

【重要な会計方針】

<p>前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)</p>
<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p>	<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>(2) _____</p>
<p>2 たな卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>評価基準は主として原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。</p> <p>(1) 仕掛道路資産 個別法を採用しております。</p> <p>なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。</p> <p>また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。</p> <p>(2) 貯蔵品 主として個別法を採用しております。</p>	<p>2 たな卸資産の評価基準及び評価方法 同左</p> <p>(1) 仕掛道路資産 同左</p> <p>(2) 貯蔵品 同左</p>
<p>3 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>構築物 5～60年 機械及び装置 5～17年</p> <p>また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。</p> <p>なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。</p> <p>(3) _____</p>	<p>3 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。</p> <p>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)</p>
<p>4 繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 支出時に全額費用処理しております。</p>	<p>4 繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 支出時に償却しております。</p>
<p>5 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(3) 回数券払戻引当金 回数通行券の廃止に伴う払戻に備えるため、販売実績、使用実績及び払戻実績等に基づいて算出した発生見込額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、過去勤務債務は、その発生時に一括費用処理することとしており、数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生年度の翌期から費用処理することとしております。 (会計方針の変更) 当事業年度より、「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。 なお、これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。 また、本会計基準の適用に伴い発生する退職給付債務の差額の未処理残高はありません。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>(6) ETCマイレージサービス引当金 ETCマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しております。</p>	<p>5 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 回数券払戻引当金 同左</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、過去勤務債務は、その発生時に一括費用処理することとしており、数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生年度の翌期から費用処理することとしております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(6) ETCマイレージサービス引当金 同左</p>



<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)</p>
<p>6 重要な収益及び費用の計上基準 完成工事高及び完成工事原価の計上基準 道路資産完成高 工事完成基準を適用しております。</p> <p>受託業務収入 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。 (会計方針の変更)</p> <p>受託業務収入の計上基準については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、当事業年度より、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を適用し、当事業年度の期首に存在する工事契約を含むすべての工事契約において当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。</p> <p>これにより、営業収益は8,595百万円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ200百万円増加しております。</p>	<p>6 重要な収益及び費用の計上基準 完成工事高及び完成工事原価の計上基準 道路資産完成高 工事完成基準を適用しております。</p> <p>受託業務収入 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。</p>
<p>7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>

【会計処理方法の変更】

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)</p>
<p style="text-align: center;">—————</p>	<p>(資産除去債務に関する会計基準の適用) 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年 3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年 3月31日）を適用しております。 これにより損益に与える影響は軽微であります。</p>

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)								
<p>※1 担保資産及び担保付債務                      高速道路株式会社法第8条の規定に基づき、総財産を道路建設関係社債95,289百万円(額面95,500百万円)の一般担保に供しております。</p> <p>2 偶発債務                      独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。                      (独) 日本高速道路保有・債務返済機構                      597,630百万円</p> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。                      (独) 日本高速道路保有・債務返済機構                      16,107百万円</p> <p>なお、上記引渡しにより道路建設関係長期借入金が7,005百万円減少しております。</p> <p>※3 関係会社項目                      関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">流動負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高速道路事業営業未払金</td> <td style="text-align: center;">4,129百万円</td> </tr> </table>	流動負債		高速道路事業営業未払金	4,129百万円	<p>※1 担保資産及び担保付債務                      高速道路株式会社法第8条の規定に基づき、総財産を道路建設関係社債84,003百万円(額面84,160百万円)の一般担保に供しております。</p> <p>2 偶発債務                      独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。                      (独) 日本高速道路保有・債務返済機構                      582,630百万円</p> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。                      (独) 日本高速道路保有・債務返済機構                      50,169百万円</p> <p>なお、上記引渡しにより道路建設関係社債が36,312百万円、道路建設関係長期借入金が40,692百万円それぞれ減少しております。</p> <p>※3 関係会社項目                      関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">流動負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高速道路事業営業未払金</td> <td style="text-align: center;">3,281百万円</td> </tr> </table>	流動負債		高速道路事業営業未払金	3,281百万円
流動負債									
高速道路事業営業未払金	4,129百万円								
流動負債									
高速道路事業営業未払金	3,281百万円								

## (損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)																																																		
1		※1	研究開発費の総額は、87百万円であります。																																																	
※2	関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれません。 受取配当金 107百万円	※2	関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれません。 受取配当金 208百万円																																																	
※3	固定資産売却益の内容は次のとおりであります。 土地 1百万円 計 1百万円	※3	固定資産売却益の内容は次のとおりであります。 土地 98百万円 計 98百万円																																																	
※4	固定資産売却損の内容は次のとおりであります。 土地 104百万円 計 104百万円	4																																																		
※5	固定資産除却費の内容は次のとおりであります。 建物 36百万円 構築物 0百万円 工具、器具及び備品 0百万円 計 36百万円	※5	固定資産除却費の内容は次のとおりであります。 建物 50百万円 構築物 0百万円 機械及び装置 1百万円 工具、器具及び備品 0百万円 計 52百万円																																																	
※6	減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。	※6	減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。																																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> <th>計上額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">休憩所施設</td> <td>建物</td> <td rowspan="4">大阪市西淀川区 ほか</td> <td>131百万円</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>5百万円</td> </tr> <tr> <td>建設仮勘定</td> <td>106百万円</td> </tr> <tr> <td>遊休不動産</td> <td>土地</td> <td>堺市堺区</td> <td>7百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(合計)</td> <td>250百万円</td> </tr> </tbody> </table>	用途	種類	場所	計上額	休憩所施設	建物	大阪市西淀川区 ほか	131百万円	構築物	1百万円	工具、器具及び備品	5百万円	建設仮勘定	106百万円	遊休不動産	土地	堺市堺区	7百万円	(合計)			250百万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> <th>計上額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">休憩所施設</td> <td>建物</td> <td rowspan="4">大阪府泉大津市な ぎさ町 ほか</td> <td>345百万円</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>20百万円</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>11百万円</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">遊休不動産</td> <td>建物</td> <td rowspan="4">大阪府吹田市</td> <td>147百万円</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>132百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(合計)</td> <td>661百万円</td> </tr> </tbody> </table>	用途	種類	場所	計上額	休憩所施設	建物	大阪府泉大津市な ぎさ町 ほか	345百万円	機械及び装置	20百万円	工具、器具及び備品	11百万円	ソフトウェア	2百万円	遊休不動産	建物	大阪府吹田市	147百万円	構築物	1百万円	工具、器具及び備品	0百万円	土地	132百万円	(合計)			661百万円
用途	種類	場所	計上額																																																	
休憩所施設	建物	大阪市西淀川区 ほか	131百万円																																																	
	構築物		1百万円																																																	
	工具、器具及び備品		5百万円																																																	
	建設仮勘定		106百万円																																																	
遊休不動産	土地	堺市堺区	7百万円																																																	
(合計)			250百万円																																																	
用途	種類	場所	計上額																																																	
休憩所施設	建物	大阪府泉大津市な ぎさ町 ほか	345百万円																																																	
	機械及び装置		20百万円																																																	
	工具、器具及び備品		11百万円																																																	
	ソフトウェア		2百万円																																																	
遊休不動産	建物	大阪府吹田市	147百万円																																																	
	構築物		1百万円																																																	
	工具、器具及び備品		0百万円																																																	
	土地		132百万円																																																	
(合計)			661百万円																																																	

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)</p>
<p>(資産のグルーピング) 資産のグルーピングは管理会計上の区分を基礎として以下のよう決定しております。</p> <p>① 高速道路事業に使用している固定資産は、すべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、全体を一つの資産グループとしております。</p> <p>② ①以外の事業用固定資産については、原則として事業管理単位毎としております。</p> <p>③ それ以外の固定資産については、原則として個別の資産毎としております。</p> <p>休憩所施設 (減損損失を認識するに至った経緯) 休憩所別の営業損益が継続してマイナスとなった休憩所施設につき、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(回収可能価額の算定方法) 使用価値をもって回収可能価額を測定しております。 なお、減損対象となった資産については、いずれも将来キャッシュ・フローの見積額がマイナスであるため、使用価値は零と評価しております。</p> <p>遊休不動産 (減損損失を認識するに至った経緯) 将来の使用が見込まれていない遊休の土地に関して、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(回収可能価額の算定方法) 正味売却価額をもって回収可能価額を測定しており、正味売却価額は当該遊休資産の売却予定額等に基づいて評価しております。</p>	<p>(資産のグルーピング) 同左</p> <p>休憩所施設 (減損損失を認識するに至った経緯) 同左</p> <p>(回収可能価額の算定方法) 同左</p> <p>遊休不動産 (減損損失を認識するに至った経緯) 将来の使用が見込まれていない遊休不動産に関して、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(回収可能価額の算定方法) 同左</p>

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項  
該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項  
該当事項はありません。

## (リース取引関係)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)																																		
<p>1 ファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">取得価額 相当額 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">減価償却 累計額相当額 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">期末残高 相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各事業共用 工具、器具及 び備品</td> <td style="text-align: center;">24</td> <td style="text-align: center;">21</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td>各事業共用 ソフトウェア</td> <td style="text-align: center;">22</td> <td style="text-align: center;">19</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">47</td> <td style="text-align: center;">41</td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">8百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">8百万円</td> </tr> </table> <p>③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">18百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">11百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">3百万円</td> </tr> </table> <p>④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法</p> <p>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)	各事業共用 工具、器具及 び備品	24	21	3	各事業共用 ソフトウェア	22	19	2	合計	47	41	5	1年以内	8百万円	1年超	—	合計	8百万円	支払リース料	18百万円	減価償却費相当額	11百万円	支払利息相当額	3百万円	<p>1 ファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース資産の内容</p> <p>総合情報及び会計情報等システムに係るサーバー (工具、器具及び備品) であります。</p> <p>(2) リース資産の減価償却の方法</p> <p>重要な会計方針「3 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。</p> <p>① _____</p> <p>② _____</p> <p>③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">9百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">5百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> </table> <p>④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法</p> <p>減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>利息相当額の算定方法 同左</p>	支払リース料	9百万円	減価償却費相当額	5百万円	支払利息相当額	0百万円
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)																																
各事業共用 工具、器具及 び備品	24	21	3																																
各事業共用 ソフトウェア	22	19	2																																
合計	47	41	5																																
1年以内	8百万円																																		
1年超	—																																		
合計	8百万円																																		
支払リース料	18百万円																																		
減価償却費相当額	11百万円																																		
支払利息相当額	3百万円																																		
支払リース料	9百万円																																		
減価償却費相当額	5百万円																																		
支払利息相当額	0百万円																																		

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)																								
<p>2 オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <p>① 道路資産の未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">139,125百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">8,244,773百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">8,383,898百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 道路資産の未経過リース料の金額は変動する場合があります。当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされております。</p> <p>2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入－加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額－実績料金収入)が減算されることとなっております。</p> <p>② 道路資産以外の未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">2百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3百万円</td> </tr> </table>	1年以内	139,125百万円	1年超	8,244,773百万円	合計	8,383,898百万円	1年以内	0百万円	1年超	2百万円	合計	3百万円	<p>2 オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <p>① 道路資産の未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">130,389百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">8,131,656百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">8,262,045百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 同左</p> <p>2. 同左</p> <p>② 道路資産以外の未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">1百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2百万円</td> </tr> </table>	1年以内	130,389百万円	1年超	8,131,656百万円	合計	8,262,045百万円	1年以内	0百万円	1年超	1百万円	合計	2百万円
1年以内	139,125百万円																								
1年超	8,244,773百万円																								
合計	8,383,898百万円																								
1年以内	0百万円																								
1年超	2百万円																								
合計	3百万円																								
1年以内	130,389百万円																								
1年超	8,131,656百万円																								
合計	8,262,045百万円																								
1年以内	0百万円																								
1年超	1百万円																								
合計	2百万円																								

(有価証券関係)

前事業年度 (平成22年 3月31日)	当事業年度 (平成23年 3月31日)
<p>子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式364百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。</p>	同左

## (税効果会計関係)

前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)																																																																								
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">6,978百万円</td></tr> <tr><td>回数券払戻引当金</td><td style="text-align: right;">171百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">290百万円</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">158百万円</td></tr> <tr><td>E T Cマイレージサービス引当金</td><td style="text-align: right;">278百万円</td></tr> <tr><td>未払工事費用</td><td style="text-align: right;">231百万円</td></tr> <tr><td>固定資産減損損失</td><td style="text-align: right;">658百万円</td></tr> <tr><td>前受金</td><td style="text-align: right;">250百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">166百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">9,185百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">△9,094百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">90百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr><td>固定資産圧縮積立金</td><td style="text-align: right;">△107百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right;">△107百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債の純額</td><td style="text-align: right;">△16百万円</td></tr> </table> <p>繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>流動資産－繰延税金資産</td><td style="text-align: right;">90百万円</td></tr> <tr><td>固定負債－繰延税金負債</td><td style="text-align: right;">△107百万円</td></tr> </table>	退職給付引当金	6,978百万円	回数券払戻引当金	171百万円	賞与引当金	290百万円	未払事業税	158百万円	E T Cマイレージサービス引当金	278百万円	未払工事費用	231百万円	固定資産減損損失	658百万円	前受金	250百万円	その他	166百万円	繰延税金資産小計	9,185百万円	評価性引当額	△9,094百万円	繰延税金資産合計	90百万円	繰延税金負債		固定資産圧縮積立金	△107百万円	繰延税金負債合計	△107百万円	繰延税金負債の純額	△16百万円	流動資産－繰延税金資産	90百万円	固定負債－繰延税金負債	△107百万円	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">7,177百万円</td></tr> <tr><td>回数券払戻引当金</td><td style="text-align: right;">126百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">287百万円</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">119百万円</td></tr> <tr><td>E T Cマイレージサービス引当金</td><td style="text-align: right;">294百万円</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td style="text-align: right;">860百万円</td></tr> <tr><td>前受金</td><td style="text-align: right;">189百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">114百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">9,171百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">△9,095百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">75百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr><td>固定資産圧縮積立金</td><td style="text-align: right;">△104百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">△6百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right;">△111百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債の純額</td><td style="text-align: right;">△35百万円</td></tr> </table> <p>繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>流動資産－繰延税金資産</td><td style="text-align: right;">75百万円</td></tr> <tr><td>固定負債－繰延税金負債</td><td style="text-align: right;">△111百万円</td></tr> </table>	退職給付引当金	7,177百万円	回数券払戻引当金	126百万円	賞与引当金	287百万円	未払事業税	119百万円	E T Cマイレージサービス引当金	294百万円	減損損失	860百万円	前受金	189百万円	その他	114百万円	繰延税金資産小計	9,171百万円	評価性引当額	△9,095百万円	繰延税金資産合計	75百万円	繰延税金負債		固定資産圧縮積立金	△104百万円	その他	△6百万円	繰延税金負債合計	△111百万円	繰延税金負債の純額	△35百万円	流動資産－繰延税金資産	75百万円	固定負債－繰延税金負債	△111百万円
退職給付引当金	6,978百万円																																																																								
回数券払戻引当金	171百万円																																																																								
賞与引当金	290百万円																																																																								
未払事業税	158百万円																																																																								
E T Cマイレージサービス引当金	278百万円																																																																								
未払工事費用	231百万円																																																																								
固定資産減損損失	658百万円																																																																								
前受金	250百万円																																																																								
その他	166百万円																																																																								
繰延税金資産小計	9,185百万円																																																																								
評価性引当額	△9,094百万円																																																																								
繰延税金資産合計	90百万円																																																																								
繰延税金負債																																																																									
固定資産圧縮積立金	△107百万円																																																																								
繰延税金負債合計	△107百万円																																																																								
繰延税金負債の純額	△16百万円																																																																								
流動資産－繰延税金資産	90百万円																																																																								
固定負債－繰延税金負債	△107百万円																																																																								
退職給付引当金	7,177百万円																																																																								
回数券払戻引当金	126百万円																																																																								
賞与引当金	287百万円																																																																								
未払事業税	119百万円																																																																								
E T Cマイレージサービス引当金	294百万円																																																																								
減損損失	860百万円																																																																								
前受金	189百万円																																																																								
その他	114百万円																																																																								
繰延税金資産小計	9,171百万円																																																																								
評価性引当額	△9,095百万円																																																																								
繰延税金資産合計	75百万円																																																																								
繰延税金負債																																																																									
固定資産圧縮積立金	△104百万円																																																																								
その他	△6百万円																																																																								
繰延税金負債合計	△111百万円																																																																								
繰延税金負債の純額	△35百万円																																																																								
流動資産－繰延税金資産	75百万円																																																																								
固定負債－繰延税金負債	△111百万円																																																																								
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率 (調整)</td><td style="text-align: right;">40.63%</td></tr> <tr><td>交際費等永久差異</td><td style="text-align: right;">0.65%</td></tr> <tr><td>住民税均等割</td><td style="text-align: right;">0.58%</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">3.69%</td></tr> <tr><td>法人税特別控除等</td><td style="text-align: right;">△0.11%</td></tr> <tr><td>受取配当金益金不算入</td><td style="text-align: right;">△1.27%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.06%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right;">44.23%</td></tr> </table>	法定実効税率 (調整)	40.63%	交際費等永久差異	0.65%	住民税均等割	0.58%	評価性引当額	3.69%	法人税特別控除等	△0.11%	受取配当金益金不算入	△1.27%	その他	0.06%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.23%	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率 (調整)</td><td style="text-align: right;">40.63%</td></tr> <tr><td>交際費等永久差異</td><td style="text-align: right;">0.01%</td></tr> <tr><td>住民税均等割</td><td style="text-align: right;">0.66%</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">0.01%</td></tr> <tr><td>法人税特別控除等</td><td style="text-align: right;">△0.28%</td></tr> <tr><td>受取配当金益金不算入</td><td style="text-align: right;">△3.01%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">△0.04%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right;">37.98%</td></tr> </table>	法定実効税率 (調整)	40.63%	交際費等永久差異	0.01%	住民税均等割	0.66%	評価性引当額	0.01%	法人税特別控除等	△0.28%	受取配当金益金不算入	△3.01%	その他	△0.04%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.98%																																								
法定実効税率 (調整)	40.63%																																																																								
交際費等永久差異	0.65%																																																																								
住民税均等割	0.58%																																																																								
評価性引当額	3.69%																																																																								
法人税特別控除等	△0.11%																																																																								
受取配当金益金不算入	△1.27%																																																																								
その他	0.06%																																																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.23%																																																																								
法定実効税率 (調整)	40.63%																																																																								
交際費等永久差異	0.01%																																																																								
住民税均等割	0.66%																																																																								
評価性引当額	0.01%																																																																								
法人税特別控除等	△0.28%																																																																								
受取配当金益金不算入	△3.01%																																																																								
その他	△0.04%																																																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.98%																																																																								

## (1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,497.10円	1株当たり純資産額	1,583.83円
1株当たり当期純利益金額	94.50円	1株当たり当期純利益金額	86.73円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については潜在株式が存在しないため、記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
当期純利益 (百万円)	1,889	1,734
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	1,889	1,734
普通株式の期中平均株式数 (千株)	20,000	20,000

## (重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。



④【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類		前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引 当期末残高 (百万円)
高速道路事業	有形固定資産	建物	1,024	51	2	1,073	235	46	838
		構築物	15,841	960	147	16,655	4,253	853	12,402
		機械及び装置	38,705	※1 1,579	31	40,253	18,618	4,927	21,634
		車両運搬具	551	46	※2 242	356	338	30	17
		工具、器具及び備品	301	22	30	293	208	17	85
		建設仮勘定	788	※1 2,799	※2 2,961	626	—	—	626
		計	57,212	5,460	3,415	59,257	23,653	5,875	35,604
	無固定資産	ソフトウェア	559	160	270	448	190	61	258
		その他	1	—	—	1	—	—	1
		計	560	160	270	450	190	61	259
合計		57,772	5,620	3,685	59,707	23,844	5,937	35,863	
関連事業	有形固定資産	建物	103	345	345 (345)	103	92	0	11
		構築物	14	0	—	15	5	1	9
		機械及び装置	—	20	20 (20)	0	—	—	0
		車両運搬具	4	—	—	4	4	0	0
		工具、器具及び備品	6	18	11 (11)	13	7	0	6
		土地	1,321	310	310	1,321	—	—	1,321
		建設仮勘定	34	540	573	2	—	—	2
	計	1,485	1,236	1,261 (377)	1,460	110	2	1,350	
	無固定資産	ソフトウェア	2	35	2 (2)	35	7	7	28
		計	2	35	2 (2)	35	7	7	28
合計		1,487	1,271	1,263 (380)	1,496	117	9	1,378	
各事業共用	有形固定資産	建物	4,073	258	152 (147)	4,179	860	192	3,318
		構築物	63	—	1 (1)	62	23	3	39
		車両運搬具	11	—	—	11	11	1	0
		工具、器具及び備品	334	28	2 (0)	360	130	52	229
		土地	2,951	—	132 (132)	2,818	—	—	2,818
		リース資産	—	109	—	109	15	15	93
		建設仮勘定	149	573	※2 468	253	—	—	253
	計	7,584	969	758 (281)	7,795	1,040	265	6,755	
	無固定資産	ソフトウェア	4,553	438	—	4,991	4,464	656	527
		その他	0	—	—	0	—	—	0
計		4,554	438	—	4,992	4,464	656	528	
合計		12,138	1,407	758 (281)	12,787	5,504	921	7,283	
そ固 の定 他資 の産	有固定 資産 形産	土地	841	101	※2 337	605	—	—	605
		計	841	101	337	605	—	—	605
投資その他の 資産		長期前払費用	231	170	—	401	46	46	355
		計	231	170	—	401	46	46	355

- (注) ※ 1. 当期増加額の主要なものは以下のとおりであります。  
 高速道路事業機械及び装置 車種判別装置改修 470百万円  
 高速道路事業建設仮勘定 車種判別装置補修工事 562百万円
- ※ 2. 当期減少額の主要なものは以下のとおりであります。  
 高速道路事業車両運搬具 車両売却による減 225百万円  
 高速道路事業建設仮勘定 車種判別装置補修工事 716百万円  
 各事業共用建設仮勘定 泉大津PA改修工事 344百万円  
 その他の固定資産土地 売却による減 310百万円
3. 「当期減少額」欄の( )内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	123	43	96	26	43
賞与引当金	714	707	714	—	707
回数券払戻引当金	422	—	15	94	312
役員退職慰労引当金	47	5	35	—	18
E T Cマイレージサービス引当金	685	724	685	—	724

- (注) 1. 貸倒引当金の当期減少額(その他)は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。  
 2. 回数券払戻引当金の当期減少額(その他)は、見直しによる取崩額であります。

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

## I 流動資産

## 1 現金及び預金

内訳	金額 (百万円)
現金	125
預金	
普通預金	41,486
小計	41,486
合計	41,611

## 2 高速道路事業営業未収入金

## (1) 相手先別内訳

相手先	金額 (百万円)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	4,675
(株)ジェーシービー	2,495
三井住友カード(株)	2,166
三菱UFJニコス(株)	1,425
ユーシーカード(株)	1,207
その他	5,936
合計	17,908

## (2) 滞留状況

前期末残高(A) (百万円)	当期発生高(B) (百万円)	当期回収高(C) (百万円)	当期末残高(D) (百万円)	滞留率 (D/A+B) (%)
23,897	230,022	236,012	17,908	7.1

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記には消費税等が含まれております。

3 たな卸資産

(1) 仕掛道路資産

科目		前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
用地費	土地代	13,767	622	734	13,654
	労務費	3,042	490	442	3,090
	外注費	1,225	47	7	1,265
	経費	25,908	1,453	485	26,877
	金利等	1,313	346	66	1,593
	一般管理費人件費	861	164	136	888
	一般管理費経費	927	145	141	931
	計	47,045	3,270	2,014	48,301
建設費 (除却工事 費用その他 を含む)	労務費	9,895	2,687	5,204	7,378
	外注費	103,151	42,161	55,985	89,327
	経費	2,298	600	1,125	1,773
	金利等	11,330	944	6,880	5,394
	一般管理費人件費	3,054	956	1,408	2,602
	一般管理費経費	3,210	853	1,431	2,632
	計	132,940	48,204	72,037	109,108
消費税等		2,452	1,724	1,687	2,489
合計		182,438	53,199	75,739	159,899

上記のうち、高速道路の新設による建設中の仕掛道路資産の期末残高

路線名	当期末残高 (百万円)
大阪府道高速 大和川線 (三宝 J C T ~ 三宅西)	60,969
大阪府道高速 大和川線 (三宅西 ~ 三宅 J C T)	23
大阪府道高速道路 淀川左岸線 (島屋 ~ 海老江 J C T)	52,283
大阪府道高速道路 淀川左岸線 (海老江 J C T ~ 豊崎)	650
神戸市道高速道路 神戸山手線南伸部	4,043
京都市道高速道路 新十条通 (山科 ~ 十条)	23
京都市道高速道路 油小路線 (上鳥羽 ~ 洛南連絡道路)	8
京都市道高速道路 油小路線 (十条 ~ 上鳥羽)	75
守口 J C T	2,641
松原 J C T	499
改築 (大阪)	22,311
改築 (兵庫)	12,684
合計	156,215

## (2) 貯蔵品

内訳	金額（百万円）
建設資材等	39
貯蔵物品	71
合計	111

4 受託業務前払金  
相手先別内訳

相手先	金額（百万円）
国土交通省	14,714
大阪市	449
その他	734
合計	15,899

## II 固定資産

有形固定資産 44,315百万円

内訳は「2 財務諸表等 (1) 財務諸表 ④附属明細表 有形固定資産等明細表」に記載しております。

## III 流動負債

## 1 高速道路事業営業未払金

相手先別内訳

相手先	金額（百万円）
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	11,769
清水・奥村建設工事共同企業体	4,665
阪神高速技術㈱	3,048
横河・日立建設工事共同企業体	1,011
片山ストラテック㈱	902
その他	5,938
合計	27,336

2 受託業務前受金  
相手先別内訳

相手先	金額（百万円）
国土交通省	15,551
大阪市	411
その他	6
合計	15,969

#### IV 固定負債

##### 1 道路建設関係社債 84,003百万円

内訳は「1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 ⑤連結附属明細表 社債明細表」に記載しております。

##### 2 道路建設関係長期借入金

借入先	金額 (百万円)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	63,151
(株)三井住友銀行	3,079
(株)みずほコーポレート銀行	3,071
(株)三菱東京UFJ銀行	2,298
農林中央金庫	2,163
その他	6,160
合計	79,922

##### 3 退職給付引当金

区分	金額 (百万円)
未積立退職給付債務	20,473
未認識数理計算上の差異	△2,807
合計	17,666

##### (3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	100株券、1,000株券、10,000株券及びその他必要券種
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号 阪神高速道路株式会社 総務人事部
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	新たに発行する株券にかかる印紙税相当額
单元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号 阪神高速道路株式会社 総務人事部
株主名簿管理人	—
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	官報
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社は、株券発行会社であります。全ての株主から株券不所持の申し出を受け、株券不発行となっております。



## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、上場会社ではないため、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条の7第1項の適用はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第5期）（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）平成22年6月30日近畿財務局長に提出。

(2) 有価証券報告書の訂正報告書

平成22年8月27日近畿財務局長に提出。  
事業年度（第5期）（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

(3) 発行登録書（普通社債）及びその添付書類

平成22年9月10日近畿財務局長に提出。

(4) 発行登録追補書類（普通社債）及びその添付書類

平成22年10月20日近畿財務局長に提出。

(5) 半期報告書

（第6期中）（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）平成22年12月28日近畿財務局長に提出。

(6) 訂正発行登録書

平成22年12月28日近畿財務局長に提出。

(7) 発行登録追補書類（普通社債）及びその添付書類

平成23年2月3日近畿財務局長に提出。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

### 第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

### 第2【保証会社以外の会社の情報】

#### 1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

当社が発行した第1回ないし第6回社債（いずれも、一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）（以下これらを総称して「当社債」といいます。）には保証は付されておられません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路（注1）に係る道路資産（注2）が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（以下「特措法」といいます。）第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時（注3）において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされております。当社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が当社債にかかる債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重畳的に債務引受けされることとなります。

なお、第1回ないし第3回社債は、機構により重畳的に債務引受けされております。

債務引受けの詳細については「第一部 企業情報 第2 事業の状況 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（1）財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について

② 機構による債務引受け等について」を併せてご参照下さい。

- （注）1. 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する道路であって、大阪市の区域、神戸市の区域、京都市の区域（大阪市及び神戸市の区域と自然的、経済的及び社会的に密接な関係がある区域に限る。）並びにそれらの区域の間及び周辺の地域内の自動車専用道路等のうち、国土交通大臣が指定するものをいいます。
2. 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとします。）をいいます。
3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

<対象となる社債>

(平成23年3月31日現在)

有価証券の名称	発行年月日	発行価額又は売出価額の総額(百万円)	上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名
阪神高速道路株式会社第1回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付) (注)	平成19年3月15日	4,997	非上場
阪神高速道路株式会社第2回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付) (注)	平成20年2月28日	9,999	非上場
阪神高速道路株式会社第3回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付) (注)	平成21年2月26日	14,997	非上場
阪神高速道路株式会社第4回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成22年2月19日	25,000	非上場
阪神高速道路株式会社第5回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成22年10月29日	10,000	非上場
阪神高速道路株式会社第6回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成23年2月14日	15,000	非上場

(注) 平成22年12月28日付けで機構により重畳的に債務引き受けされております。

2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

### 3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

#### 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。）に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

平成23年3月31日現在の機構の概要は下記のとおりです。

- ① 名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- ② 設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
- ③ 主たる事務所の所在地  
東京都港区西新橋二丁目8番6号  
子会社及び関連会社はございません。
- ④ 役員  
機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くこととされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。  
また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、平成23年3月31日現在、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、理事長の任期は4年、理事及び監事の任期は2年であります。

#### ⑤ 資本金及び資本構成

平成22年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国（国土交通大臣及び財務大臣）及び関係地方公共団体が出資しております。

I 資本金	4,983,550百万円
政府出資金	3,722,026百万円
地方公共団体出資金	1,261,524百万円
II 資本剰余金	846,161百万円
資本剰余金	34百万円
日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金	850,932百万円
損益外減価償却累計額	△2,744百万円
損益外減損損失累計額	△2,061百万円
III 利益剰余金	1,773,601百万円
純資産合計	7,603,313百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（以下「通則法」といいます。）、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります（通則法第38条）。また、その監査については、機構の監事（通則法第19条第4項）及び会計監査人（通則法第39条）により実施されるもののほか、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

#### ⑥ 事業の内容

- (a) 目的  
高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること
- (b) 業務の範囲
  - (i) 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
  - (ii) 承継債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）

- (iii) 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
- (iv) 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、当社又は首都高速道路(株)に対する阪神高速道路又は首都高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
- (v) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- (vi) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、当社又は首都高速道路(株)に対する阪神高速道路又は首都高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- (vii) 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
- (viii) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、特措法に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
- (ix) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務
- (x) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
- (xi) (x) の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させる業務

(c) 事業にかかる関係法令

機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりであります。

- (i) 機構法
- (ii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成17年政令第202号）
- (iii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（平成17年国土交通省令第64号）
- (iv) 通則法
- (v) 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）
- (vi) 高速道路株式会社法

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより機構法施行日（平成17年10月1日）から起算して45年を経過する日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められております。

道路関係四公団の民営化の経緯については、前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク 1. 民営化について」を、また協定については「第一部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等」を併せてご参照下さい。

### 第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

平成22年6月18日

阪神高速道路株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 阿部 修二 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 林 由佳 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている阪神高速道路株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、阪神高速道路株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

連結財務諸表作成のため基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

平成23年6月17日

阪神高速道路株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 市田 龍 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 林 由佳 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている阪神高速道路株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、阪神高速道路株式会社及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

平成22年6月18日

阪神高速道路株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 阿部 修二 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 林 由佳 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている阪神高速道路株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、阪神高速道路株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

重要な会計方針に記載されているとおり、会社は当事業年度より、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。



# 独立監査人の監査報告書

平成23年6月17日

阪神高速道路株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 市田 龍 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 林 由佳 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている阪神高速道路株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、阪神高速道路株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。